

官報

号外

平成十六年六月十五日

○第百五十九回 衆議院會議録 第四十一号

平成十六年六月十五日(火曜日)

議事日程 第三十一号

午後一時開議

- 第一 独立行政法人医薬基盤研究所法案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

議員津村啓介君を懲罰委員会に付するの動議

(小坂憲次君外四名提出)

日程第一 独立行政法人医薬基盤研究所法案

(内閣提出、参議院送付)

日程第二 結核予防法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

日程第三 薬剤師法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

小泉内閣不信任決議案(岡田克也君外六名提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

議員津村啓介君を懲罰委員会に付するの動議

(小坂憲次君外四名提出)

○議長(河野洋平君) 小坂憲次君外四名から、成規の賛成を得て、議員津村啓介君を懲罰委員会に付するの動議が提出されております。右動議を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小林興起君。

(小林興起君登壇)

○小林興起君 自由民主党の小林興起です。

私は、ただいま議題となりました議員津村啓介君を懲罰委員会に付するの動議につきまして、提出者を代表し、その趣旨の弁明を行います。(拍手)

まず初めに、このような動議が出されたことは極めて不幸なことであり、同僚議員を懲罰に付さなければならぬような行為に対し、非常に残念な思いでいっぱいであります。私としましては、このような趣旨弁明を行うことについて、極めて不本意であること、そして、それをいまだに恥じようとするしない民主党の態度に怒りを禁じ得ません。(拍手)

この議員津村啓介君を懲罰委員会に付する動議を提出するに至った理由は、去る六月五日、ちょうど十日前の参議院本會議の際に、民主党の一部の衆議院議員、三十人とも四十人とも言われておりますが、その行動に対し、津村啓介君をその代表として、懲罰委員会に付するものであります。

あえて、民主党・無所属クラブの衆議院議員津村啓介君らとは申し上げます。参議院の与野党議員が議場に入っているさなかに、津村啓介君らは徒党を組み、六月五日、午前四時過ぎの参議院本會議において、集団で倉田寛之参議院議長の議場入りを実力で阻止をはかろうといたしました。その際に、「議長を中に入れるな」などと叫びながら、もみ合いの中で倉田議長の眼鏡を破損させるなどの被害を負わせるなどをして、参議院本會議の審議を妨害いたしました。

このような行為は、平成十二年十月十二日の衆議院議院運営委員会における申し合わせ、「国会は衆議院と参議院で構成されており、それぞれの院の独自性、自律性が保たれなければならない。議員は他院の委員会での傍聴は許されているが、他院の秩序を乱し、議院の品位を傷つける言動は、厳に慎むべきである。」の申し合わせに明らかに反していることは明白であります。

また、衆議院規則二百一十一条に「議員は、議院の品位を重んじなければならない。」とあり、この規則にも違反していることは言うまでもありません。

このように、参議院の審議に対して、本院から徒党を組み、審議を妨害するなどという暴挙は、何かと批判がありました五五年体制でもなかったことと聞いております。民主党は、どこまでル―

ルを無視するのでしょうか。自分たちの要求が通らなければ何をしてもよいとお考えですか。とても政権政党を目指す政党とは思えません。猛省を促したいと考えます。(拍手)

かかる動議は、懲罰の対象者である津村啓介君は当然のことながら、民主党執行部に対しての警告の意味を込めて提出するものであります。

この暴挙については、津村君のホームページに概要が掲載され、その事実を認めた形になっております。掲載されていた内容の一部を御紹介すると、次のとおりであります。

「三時半からは、参議院の民主党役員室で、四十人近い同僚代議士と待機。四時半ごろから再開した参院本會議では、倉田議長への不信任案が議題となる中で代行で議長席に座った本岡副議長が「散会を宣告。にもかかわらず、その後、倉田議長が入場し、散会宣告の無効と「休憩」を告げる」中略」この時点で、我々衆議院からの応援部隊は、倉田議長の議場入場の実力阻止を行なったが、途中国対幹部から「退け」との指示が飛び、云々とありました。

個人的に、この阻止行動に参加していないと主張する人はいますが、民主党としては、この阻止行動を否定していません。当初、傍聴に行ったとの主張もありましたが、その声も次第に聞こえなくなりました。

何より、津村君本人がその行為を認めているところであります。したがって、これを懲罰委員会に付して懲罰を科すべきものと考え、再発防止を強く求めるものであります。(拍手)

どうぞ、皆さん、党派を超えて、議院の品位を

確立し、我が国の議会制民主主義の健全な発展を期する見地から、この動議に対して、議員各位の御賛同が得られますよう切に要望して、本動議の提案の趣旨弁明とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 懲罰の動議は討論を用いずに採決することとなっております。よって、直ちに採決いたします。

小坂憲次君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、議員津村啓介君を懲罰委員会に付することに決まりました。(拍手)

日程第一 独立行政法人医薬基盤研究所法案

(内閣提出、参議院送付)

日程第二 結核予防法の一部を改正する法律

案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 薬剤師法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、独立行政法人医薬基盤研究所法案、日程第二、結核予防法の一部を改正する法律案、日程第三、薬剤師法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長衛藤晟一君。

独立行政法人医薬基盤研究所法案及び同報告書
結核予防法の一部を改正する法律案及び同報告書
書
薬剤師法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(衛藤晟一君登壇)

○衛藤晟一君 ただいま議題となりました三法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人医薬基盤研究所法案について申し上げます。

本案は、最先端のゲノム科学等を活用した医薬品等の開発に係る基盤研究及び医薬品等の研究開発振興を行う組織を整備するため、独立行政法人医薬基盤研究所を設置し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月二十七日日本委員会に付託となり、六月九日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行った後、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案及び薬剤師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、結核予防法の一部を改正する法律案は、近年の結核罹患率の動向等、結核を取り巻く環境

の変化に対応し、結核予防の総合的な対策の推進を図るため、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、健康診断の対象者、実施時期等の見直しを行うものであります。次に、薬剤師法の一部を改正する法律案は、医療の高度化、医薬分業の進展等に対応して、医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るため、国家試験の受験資格を見直し、修業年限六年の薬学課程卒業者に受験資格を与えることとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、五月二十七日日本委員会に付託となり、六月九日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行った後、採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長長の報告はいずれも可決であります。

す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後四時三分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小淵優子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

岡田克也君外六名提出、小泉内閣不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 小淵優子君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

小泉内閣不信任決議案(岡田克也君外六名提出)

○議長(河野洋平君) 小泉内閣不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。岡田克也君。

小泉内閣不信任決議案

(本号末尾に掲載)

(岡田克也君登壇)

○岡田克也君 民主党の代表の岡田克也です。

私は、日本共産党、社会民主党・市民連合、そして民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました小泉内閣に対する不信任決議案について、提案理由の説明をいたします。(拍手)

まず、決議案文を朗読します。

本院は、小泉内閣を信任せず。

右決議する。

(拍手)

以上であります。

小泉内閣が発足をして、三年二カ月が過ぎました。当時、今までの自民党出身の総理には見られない、小泉総理のユニークな言動に国民からも期待が寄せられました。しかし、その期待は大きく裏切られました。私自身も多少の期待をした者として、今はみずからの不明を恥じています。

日本国総理大臣の地位は極めて重いものです。過去の歴史を振り返っても、総理大臣の間違った決断によって日本が戦争への道を歩み始めたこともありました。国民一人一人がどんなに頑張っても、その国民の生活や、場合によっては命さえも大きく左右しかねないのが内閣総理大臣の決断で

す。

最近の小泉総理は、内閣総理大臣の職責の重さというものをどれだけ自覚されているのでしょうか。小泉総理の言動を見ると、小泉総理には日本国総理大臣としての資質が決定的に欠如しています。(拍手)

以下、二点指摘します。

まず第一は、実行力の欠如です。小泉総理の約束したことがほとんど実現していません。その決定的原因は、小泉総理のリーダーシップのなさにあります。自民党に対する指導力の欠如は目を覆わんばかりです。昨年の二度目の自民党総裁選挙後、決定的になりました。

今の総理は、自民党族議員と談合しつつ政策決定しているにすぎず、国民の期待からはかけ離れています。自民党によって総理の発言が公然と無視されることも、今や当たり前になりました。

(拍手)今国会中に国会議員年金を廃止する、国民年金を含めた年金一元化が必要などの総理の発言も、自民党の中で全く顧みられることはありませんでした。あれは総理が言っていることですから、自民党幹部の突き放した発言は、総理の置かれた状況をよく示しています。

官僚との関係も、当初の期待を全く裏切っています。今までの総理以上に官僚主導で政策決定されている今の姿は、心ある官僚からも、総理は政治のリーダーシップを発揮してほしいとの声がかかるほどひどいものです。

私は、小泉総理に、この国の置かれた状況に対する危機感、未来に対する責任感、今何をすべきかという明確なビジョン、いずれも欠けている、そのようにしか見えません。総理として何をなす

べきかということがみずからわからなくなっている小泉総理に、この国を任せておくわけにはいきません。(拍手)

小泉総理の第二の問題は、国民に対して説明責任を果たしていないことです。

その姿が典型的にあらわれるのが、国会質疑です。先日、決算行政監視委員会における私の質問に対し、正面から答えることはありませんでした。かわし答弁、はぐらかし答弁、開き直り答弁、そういった答弁を繰り返す総理の質疑は、それを聞いている国民に対して、まじめでないと思います。単に質問者をやり込めたり、かわしたりすればよしとするのではなく、国会の質疑を通じて国民が理解し、納得できるように答弁すべきです。

総理大臣の決断は、日本の将来や国民生活そのものに直結しています。総理大臣の座は極めて重いものです。だからこそ、きちんと説明責任を果たすことが求められているのです。国民に対し率直に語り、国民の納得と共感を得ようとする努力をする姿勢が小泉総理には余りにも不足しています。小泉総理にとって国民とは、メディアを使って操作すべき対象にすぎないのではないかとさえ思っています。(拍手)

私が内閣総理大臣であれば、例えば短期的には国民にとって厳しいことでも、正直に、率直に国民に対し語りかける総理でありたいと思います。国民に誤りがあれば率直に認める総理でありたいと思います。国民に対して説明責任を果たさうとしない小泉総理に、この国を任せておくわけにはいきません。(拍手)

以下、具体的に不信任の理由を説明いたします

す。

第一に、平和の問題です。

総理は、大義なきイラク戦争を支持したことについて、いまだに説明責任を果たしていないのみならず、開き直ったままです。攻撃の理由とされた大量破壊兵器はいまだ発見されていません。アメリカからの情報をうのみにして、安易にイラク戦争を支持した小泉総理の判断力の欠如は、厳しく指摘されなければなりません。(拍手)

また、武力行使は国連の決議に基づいた場合にのみ正当化されるという国際ルールに対し、公然と異を唱え、先制攻撃を正当化するブッシュ大統領に安易に追従したこと、そして、戦争が多くの罪なき人の命を奪うという重い現実を直視することなく戦争支持を行ったことなど、総理の責任は極めて重大です。(拍手)

イラクの治安は悪化の一途をたどっています。今後改善される具体的見通しはありません。イラク特措法が規定する非戦闘地域は存在せず、自衛隊が活動できるだけの法律上の要件は満たされていません。それにもかかわらず、総理は、新たに採択された国連決議千五百四十六号を契機に、イラク特措法を根拠に、初めて多国籍軍に参加することを表明しました。

多国籍軍への参加という日本国憲法の根幹にかかわる問題を、新たな立法を行うどころか、国会における審議を何ら行うことなく決定しようとしていること、そして、自民党初め与党の中ですらしっかりとした議論ができない段階でブッシュ大統領に表明したこと、国民に対する説明をする前にアメリカ・ブッシュ大統領に約束したことは、日本国総理大臣としての最低限の説明責任すら果

たしていない暴挙であり、到底認めるわけにはいきません。

なし崩しの自衛隊を多国籍軍に参加させることは、断固反対します。イラクからの自衛隊の速やかな撤退を求めます。(拍手)

小泉総理の外交の特徴は、日米同盟あつて国際協調なしであり、このままでは、日本は米国とともに国際的に孤立の道を歩むことになりかねません。国連憲章の理念とブッシュ政権の単独主義の根本的対立という、戦後六十年間で最大の危機に世界が直面しています。小泉総理には、今、世界は大きな転換点にあるという認識も洞察力もありません。外交ビジョンを持たない小泉総理に、この国を任せておくわけにはいきません。(拍手)

第二に、改革の決定的なおくれです。構造改革とは、右肩上がり的高度成長を前提に成り立っている我が国の社会経済の構造を根本的に転換することによって、経済の再生を図り、国民生活に安心をもたらす、そして将来への展望や夢が持てる社会を構築していくことです。

しかし、小泉内閣が誕生してから既に三年を経過し、我が国の閉塞感が払拭できたでしょうか。国民が安心して生活できるようになったのでしょうか。本当の改革は一步も進んでいません。(拍手) 小泉総理は改革、改革と叫び続けていますが、実際は、改革のおくれというよりも、放置に近い状況です。その中で、国民は将来への展望も開けないまま、日々の生活の中で不安を増大させているのです。

幾つかの具体例を挙げます。まず、道路公団改革です。

これは、小泉構造改革の看板の一つとされていましたが、全くの期待外れでした。今回成立した民営化法は、全く改革の体をなしていません。

小泉総理は、予算委員会での私の質問に対して、道路公団民営化の最大の目的はむだな道路をつくらぬことにあると明言されました。しかし、その担保は全くありません。逆に、いわゆる九千三百四十二キロの整備計画はおろか、予定路線一万一千五百二十キロメートルまで、すべてつくりかねない内容になっています。一体、何のための民営化だったのでしょうか。

小泉総理は、この法律の成立時に、画期的な改革だと自画自賛していますが、同じ思いを共有する国民は皆無ではないでしょうか。今回の成立した民営化法では、野方図な道路建設、高速道路建設が継続することは明らかであり、そのツケは結局国民にしわ寄せされるのです。看板だけの改革は、国民に、世界一高い高速道路料金と、そして天文学的な借金を残すことになりました。(拍手) 次に、地方分権、いわゆる三位一体改革も全く進んでいません。

小泉総理が行っているのは、単なる地方の切り捨てにすぎません。全国の知事、市町村長の声が小泉総理には聞こえないのでしょうか。わずか六千五百億円の、しかも自由度の少ない項目に關しての税財源移譲と四兆円の財源削減では話になりません。知事会初め、全国の地方議会、地方自治体の長が強く批判しているのも当然です。

私は、地方には力があると確信しています。しかし、その力が発揮できないのが今の中央集権の仕組みです。思い切った税財源の移譲による地方

分権の実現は、地域活性化の切り札です。しかし、小泉総理には、地方分権を族議員や官僚の反対を押し切ってもやり抜くという熱意、責任感を感じることはできません。(拍手)

加えて、政治改革も進んでいません。政治と金の問題は、政党のトップがその気になれば、かなり改革ができます。私は、民主党幹事長として、監査法人による外部監査の導入や、収支報告書のホームページでの公開などを行ってききました。

一方、自民党は、政治と金をめぐる疑惑事件が次々と起こりました。しかし、小泉総理は結局、何の改革も行つてこなかったのです。政治に対する信頼を取り戻すために改革を行う意欲は全く感じられません。これでは、政治不信が高まるばかりです。(拍手)

第三に、年金問題への不誠実な対応と抜本改革の先送りです。

年金は、老後の保障であり、生活の最後の支えです。国民にとって大きな関心事であることは当然です。その年金制度の根幹が揺らいでいます。少子高齢化の進展は、今までの若い世代の保険料で高齢者の年金を賄うということを不可能に近づけています。国民年金制度は、四割の人が保険料を支払わず、事実上破綻しています。

そういう深刻な状況の中で、百年安心プランとして出てきた政府案は、お粗末なものでした。特に、給付水準の下限を五〇％に固定するという政府の当初の説明は、審議を進めるうちに、すべての人に保障されるのではなく、夫婦共働きや独身者の場合には当てはまらないこと、また、い

つまでも保障されるのではなく、六十五歳では五〇％でも、その後、七十五歳で四五％、八十五歳で四〇％と、その比率が落ちていくことは明らかになりました。

小泉総理は、我々が採決を急ぐ政府・与党の動きをとめようとしたことを取り上げて、野党が審議拒否するから説明できなかったと聞き直りました。しかし、本来は、政府が国会審議に先立って国民に対して説明すべきだったのです。小泉総理の発言は、国民に対して誠実さを欠いています。法案が前提としていた出生率についても、法案成立後、一・二九という数値が発表されました。わざと発表をおくらせたのではないかとの疑念すら指摘されています。数年すれば見直しは避けられず、これでは五年ごとの見直しと何ら変わりありません。

参議院厚生労働委員会では、理事会で合意している野党の質問時間を打ち切つてまで、そして、小泉総理が委員会出席中に採決を強行しました。七割の国民が政府案を成立させるべきではないとしている中で、今までの先例にない暴挙です。

小泉総理が総裁を務める自民党は、とうとう最後まで国民年金の納付状況を発表しませんでした。国民の年金制度に対する信頼を回復しようとの努力は全くなされませんでした。(拍手)

参議院選挙に向けての自民党や公明党のマニフェストには、年金制度の抜本的改革の方向性が示されていません。自営業者のための国民年金を含めた一元化は総理みずから発言したわけですか

ら、責任を持って自民党を取りまとめるべきことは当然であります。年金制度の安定性確保のための消費税投入については、どう考えているのでしょうか。

これらの点について方向性すら示さずに参議院選挙を戦おうというのであれば、それは、小泉総理が将来にわたり抜本改革に取り組む意思なし、能力もない、そのことを示すものであります。にもかかわらず、抜本改革の必要性や政党間協議に与党幹部が言及することは笑止千万、見え透いたアリバイ工作であり、国民を欺くものです。

(拍手)

今、国民の中には、小泉総理の進めた年金改革の内容、審議のやり方、国民への説明責任、いずれについても、大きな怒りが渦巻いています。今回の年金改革は撤回し、持続可能な抜本改革を何としてでもやり遂げなければなりません。小泉総理ではこの改革はできないんです。

以上、小泉総理の問題点を具体的に指摘してきました。改めてもう一度申し上げると、総理の資質という観点からは、第一に実行力が欠如していること、第二に国民に対して説明責任を欠いていること、そして具体的政策の観点からは、第一に平和の問題について大きな誤りを犯したこと、第二に改革が進んでいないこと、そして第三に年金の抜本改革の先送りです。

本来であれば、小泉総理はみずから即刻辞任すべきところですが、総理に辞任の意思がないのであれば、本院の名において不信任することが最善の手段と考えます。(拍手)

任する理由です。議員の皆さんが良識に立ち返り、本決議案を採択されることを要請し、提案理由の説明を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。赤城徳彦君。

(赤城徳彦君登壇)

○赤城徳彦君 自由民主党の赤城徳彦であります。ただいま議題となりました小泉内閣不信任決議案に対し、私は、自由民主党を代表して、断固反対の討論を行うものであります。(拍手)

小泉総理は、就任以来、いわゆる聖域なき構造改革の旗印と改革なくして成長なしの路線のもと、我が国の再生と発展を図るべく、規制改革、金融、税制など各般にわたり、改革を強力に進めてまいりました。デフレに苦しんだ日本経済も、小泉改革によって民需が主導する形で、明らかに回復と成長の道へと前進を始めたのであります。

(拍手)

さらに今国会では、国民保護法制、年金改革、道路公団民営化など、これまで困難とされてきた改革に果敢に取り組み、大きな成果を上げたところであります。

イラクに安定した民主的政権ができることは、国際社会にとつても我が国にとつても極めて重要であります。小泉内閣は、そのような考えのもと、イラク人道復興支援特別措置法に基づき、自衛隊による人道復興支援活動を開始したのであり、その活躍はイラク国民からも大いに感謝されているところであります。

さらに、暫定政府の樹立と新たな国連決議の要請という今日の状況に堪がみれば、各国と協調し、このような人道復興支援を通じて、イラクの安定と発展に努めていかなければならないことは、言うをまたないものであります。(拍手)

イラクにおいて発生した邦人人質事件では、毅然として、テロに屈せずの姿勢を堅持しつつ、あらゆるルートを通じて人質解放への努力を重ね、五人の方々の無事解放、保護につながりました。日朝間の懸案についても、総理のリーダーシップにより、膠着状態に陥っていた拉致家族の方々の帰国など、一つ一つ確実に成果を上げています。こうした成果は、国民の小泉内閣に対する高い支持率に結びついているところであります。(拍手)

良識ある皆さん、このような小泉内閣の業績に対し、どこに不信任案を突きつけられる理由があるのでしょうか。まさに理不尽なものと言わざるを得ません。(拍手)

国会は、言うまでもなく、政策を持って議論を闘わせる場です。しかるに、野党の諸君は、政策論争を避け、国民年金への加入が任意であった時代の何ら法的に問題のないことまであげつらつて、大事な年金制度の審議を混乱に陥れようとしたのであります。

その攻撃をしていた前党首は、みずからの年金未納問題で辞任されました。(拍手)

さらに、ただいま趣旨弁明をされました岡田党首は、先般、国家公務員法第百三条の兼職禁止規定に違反し、六年九月も民間企業の取締役を兼任していたという、考えられないような国家公務員法違反を認めたのであります。懲役刑すら科せ

られるこの兼職禁止規定は、公務員に採用される際の研修において、真つ先に教えられるものであります。まして、国家公務員上級職試験を合格した人が知らなかったで通るものではありません。そのような人に不信任を出す資格があるのでしょうか。(拍手)

この夏の民主党の参議院選挙のポスターは、岡田代表のアップと、「まっすぐに、ひたむきに。」というキャッチコピーだそうであります。以上のような違法行為をした人が、今回の選挙で、民主党を代表して、真つすぐひたむきさをアピールする資格が果たしてあると言えるでしょうか。(拍手)

年金制度改革については、少子化がさらに進行しているという現実を前にするならば、なおのこと、数字を伴わない絵そらごとではなく、具体的に給付と負担の関係をメスを入れ、数字の裏打ちのある施策を実行することが肝要であり、そのような努力がどうして不信任に値するのであるでしょうか。

年金審議の過程で、自公民三党で、年金一元化問題を含む社会保障全般の一体的見直しに取り組むという合意がされました。公党間の合意をほごにしようとする動きがあるとすれば、そのことこそ糾弾されなければなりません。(拍手)

野党三党の諸君は、会期末をあしたに控えた本日この時期に、何ゆえ内閣不信任決議案を提出したのか、まことに理解に苦しむのであります。建設的な議論もなく、しまいは衆参議場での牛歩戦術や議事妨害という政治闘争を繰り返して、出することに意義があるとはかりに気の

抜けたタイミングで内閣不信任決議案を出すとは、参議院選挙向けのパフォーマンスとしか評しようのないものであります。こういう党利党略むき出しの内閣不信任決議案は断固否定されるべきものであることを申し上げ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 仙谷由人君。

(仙谷由人君登壇)

○仙谷由人君 民主党の仙谷由人でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表し、たゞいま議題となりました小泉内閣不信任決議案に対し、賛成の立場で討論を行います。(拍手)

小泉総理は、三年前に、さつそうと、自民党をぶつ壊すとの勇ましい雄たけびとともに国民の前にあらわれました。国民に、米百俵の精神という言葉で、日本の将来の希望のために、現在の痛みを我慢することを求めたかのようにでした。

しかし、小泉総理が今国会で、「人生いろいろ、会社もいろいろ、社員もいろいろ」、このような答弁をするのを聞いた国民は、ついに、この総理は、現在の日本の困難に、真つすくに、ひたむきに、身を賭して取り組む人ではなく、単なる大言壮語の君であり、改革幻想を振りまいたデマゴーグにすぎなかったことを感得したのであります。(拍手)

日本の行き詰まり、すなわち日本を覆う構造的危機は極めて深刻です。にもかかわらず、小泉構造改革は何ら有効な処方せんとはなり得ない、実は改革をする意欲もなかったことが今や明らかになりました。この罪は大きい。国民に対する大罪を犯していると言っても過言ではありません。(拍手)

小泉総理が国民に対して犯している大罪は、少なくとも四つあります。

第一は、年金不信を極大化した罪であります。

第二は、イラクへの自衛隊派遣と多国籍軍参加を言明し、国際法や憲法に反した罪であります。

第三は、三位一体の改革と称して、地方自治体を窮地に追い込んだ罪であります。

第四は、日本の財政を破綻から破局へと突入させてつある罪であります。(拍手)

アジアの唯一の先進国、GDP世界第二位の日本が、東アジアの隣国でもあり、今後最も緊密な連携協力が必要な中国や韓国に総理が訪問できない事態をつくった、総理になる前には一度も公的に参拝したことのない靖国神社参拝に固執し、これらの国々に訪問できない事態をつくった罪など、数え上げれば切りはありませんが、まずは、年金不信極大化の罪について具体的に述べます。

国民の多くは、増大する一方の未納、未加入、脱退の現状に大きな不安を抱き、この空洞化を解決して持続可能な年金制度につくり直して、あわせて、公平で透明な制度、すなわち一元化へ至る抜本改革を期待していたのであります。このたび小泉内閣が提出し、公明党が主導して、百年安心プランと大宣伝をした年金改革法案は、そのようなものに違いないと国民は善解をしていたのであります。

しかし、国会審議のふたが開くや、この改革案は、単なる保険料の負担増、給付の削減という、これまで五年ごとに繰り返されたばいほう策にしかすぎないことが判明したのであります。総理みずからも全く理解していないマクロ経済スライドと

か賃金上昇率とか、こういうものに基つくと保険料の上限が固定、給付水準が五〇％に確保されるという改革案のセールスポイントとは、全くの目くらまし、誇大宣伝であることが判明したのであります。(拍手)

国会議員の公的年金の加入状況の調査、公表も行いませんでした。年金法案の提出者たる閣僚のうちの主要閣僚や担当正副大臣の未納についても、何ら責任を問うどころか、お構いなしにしております。

直面する最大の課題である空洞化に対する対策も全くありません。そのあげくが、先日の二〇〇三年の合計特殊出生率一・二九であります。この厳しい現実、すなわち、このままでは四十年もたないうちに就業者人口を六十五歳以上人口が上回る蓋然性が高いという、このショッキングな数字を隠して設計された制度を信用せよという方が無理難題と言わずして何と表現すべきか、言語に絶するのであります。(拍手)

総理、あなたは国会で、イラクの地において、戦闘地域であるか非戦闘地域であるか、専門家でもない私にわかるわけがないと言いました。まことに正直というか、無責任きわまりないと評価すべきか、国民はこのときにもあつけにとられたのであります。

アメリカ占領軍の最高司令官ですら、イラク全土はすべて戦場だと言明しているのであります。専門家のこととくは、今やイラクはレジスタンスとテロが混然一体となった第二のベトナム、第二のアフガンと言っているではありませんか。イラク特措法に照らしても、既に自衛隊は違法な海

外駐留という事態となっているのであります。自衛隊は一たん撤退させるしかありません。(拍手)ところが、総理は、今回、国連決議一五四六が決議されるや否や、間髪を置かず直ちに、ブッシュ大統領に対し多国籍軍に参加することを言明し、派遣された自衛隊を流用、転用しようとしているのであります。多国籍軍に参加すれば、当然のこととして統一指揮下に入るようになります。そうでなければ、イラクでの自衛隊の存在及び活動は国際法上正当化する根拠を持ち得ないことは明らかです。

小泉総理は、多国籍軍には参加するものの、その国連の枠組みとは離れて、国権の行使として、戦時下のイラクで駐留し、活動させるというのであります。まことに内向き、自民党、公明党内でしか通用しない、国際社会では笑い物になる論理でしかありません。(拍手)

いかなる国際法上の根拠で、どのように憲法を拡大解釈すれば、国際法上軍隊とみなされる存在を国権の行使として他国で駐留させ、行動させることができるのでしょうか。これでは、法治国家は弊履のごとく打ち捨てられたも同然であります。

ブッシュ大統領のイラクに対する戦争の大義である大量破壊兵器などなかったことは、テネットCIA長官の辞任で世界じゅうに明らかになりました。あなたのアメリカの先制攻撃、イラク戦争支持にいたしましたも、イラクへの自衛隊の派遣にしても、今回の多国籍軍参加の表明にしても、国際的に孤立を深めるブッシュ大統領に唯々諾々と従っているにすぎません。

小泉総理の、このボチのようにとやゆされかねないブッシュ大統領への随伴は、自衛隊のみならず国民をも、ベトナム化した中東の泥沼へ埋没させる危険にさらしております。一刻も早く退陣していただかねばならない極めて大きな理由の一つであります。(拍手)

第三は、三位一体改革と称して地方を窮地に追い込んだ罪であります。

昨年末、総理は、補助金一兆円削減を指示しました。その後は、ほったらかしです。族議員と霞が関に丸投げいたしました。税財源の移譲なき単なる補助金カットにすぎなかつたのであります。端的に申し上げて、小泉総理には分権を進める意欲も能力もないのであります。(拍手)

第四は、財政破綻の罪であります。

就任当初こそ、財政構造改革を看板に掲げ、三十兆円枠を喧伝して財政規律を強調しました。この点については、専門家に少々の評価を受けていたわけでありまして。つまり、唯一の小泉総理の目玉商品であつたわけでありまして、結果は、三年の予算編成において合計百十兆円の国債発行を行い、名実ともに世界一の借金王になつてしましました。

財務省の資料によつても、昭和十九年の国債発行残高の対GDP比が一四〇％でございます。小泉総理は、今年度末の政府長期債務残高の対GDP比一四〇％超という戦時体制下の財政破綻をつくり上げてしまつたのであります。

百兆円もの借金をつくつた責任を総理はどう考へているのでしょうか。減少していく人口の中で、かくも天文学的な借金が、将来の国民生活を

圧迫するにとどまらず、近未来にハイパーインフレーションを発生させるリスクを極限にまで高め、世代を超えて国民を苦しめ、奈落の底へ国民を落とし込む、その罪は極めて重いのであります。(拍手)

小泉総理、私は、本気で、小泉総理が一日でも早く、一時間でも早く総理の座から退かれることが、日本が沈没し破局に至ることを防ぐ唯一の道であると考えております。(拍手)

自民党の議員の皆さん、私がお会いする自民党支持者と思われる方々、例えば知事さんや市長さん、町長さん、県会議員の方々、市会議員、町会議員、業界団体の役員の方々は、異口同音に、民主党の力で小泉総理を早くやめさせてくださいとおっしゃいます。私は、そのときに、次のように申し上げております。

あなた方が小泉さんの政策に反対ならば、自民党の公認候補の後援会長になつたり集票活動することをやめれば、小泉さんは簡単にやめさせることができます。小泉さんの政策に反対と言いながら、義理なのか、癖なのか、中央諸官庁や自民党の偉い先生から嫌がらせを受けることを避ける知恵なのか、国政選挙になると自民党の旗を振つて自民党に尽くす。最近、心ならずも、本気なのか、比例区は公明党に入れてくださいなどということまでをなさつています。(拍手)

議院内閣制のトップリーダー、総理大臣の地位と権力は自民党の議席の上に成り立つていたのであつて、自民党に肩入れをし、公明党に比例票を回したりする限り、小泉政権は続き、あなた方が苦しむ小泉改革政策を支持したことになるんですよ。しかし、国民は今、今国会の年金改革、イラク

への自衛隊派遣で、小泉改革と称するものの本質を、そして小泉ワンワード政治の実態を見抜きました。これらの審議を通じて、あなたの、国民と政治に対する真剣味と誠実さの内実を見抜いたのであります。(拍手)

小泉総理は、「民、信なくば立たず」を座右の銘としていたそうでありまして、孔子に対して余りにも失礼です。えせ改革で国民の生活を危殆におとしめるのみならず、国民の政治への信頼を決定的に打ち砕いた小泉総理が一刻も早く、潔く退陣するほか、日本の再生の方途は見えません。(拍手)

○議長(河野洋平君) 仙谷由人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○仙谷由人君(続) 日本の現状に強い危機意識を持ち、国民と日本の将来を真っすぐ、ひたむきに考えている本議場の議員の皆さん、ぜひとも本決議案を可決していただきたい。何とぞ、重ねて皆さん方の英断をお願いして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 西博義君。

(西博義君登壇)

○西博義君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました小泉内閣不信任決議案に対して、断固反対の討論を行うものでございます。(拍手)

国会は、言うまでもなく、国民のための政策議論を堂々と言う唯一の立法機関です。しかし、民主党の今国会での一連の対応を見ると、国民への責任を放棄していると言わざるを得

ません。審議を拒否し、あるいはピケを張つて法案審議を事実上阻止するなど、党利党略的で無責任な対応が数多く、さらに、民主党出身の参議院副議長の散会宣告による国会の混乱騒動によつて、国民の政治不信をまたまた助長してしまつたことを強く指摘しておきたいと思ひます。(拍手)

加えて、そのきわみがこの内閣不信任案の提出ではありませんか。小泉内閣が内閣不信任案を突きつけられる理由は何一つありません。ただいまの説得力のない野党の提案理由からして、私はここに、本決議案が全く正当性がないにもかかわらず、内閣不信任案を出せば参議院選を有利に戦えると錯覚した野党のパフォーマンスにすぎないことを、冒頭、まず指摘をしておきたいと思ひます。(拍手)

まず、小泉内閣不信任決議案に反対する第一の理由ですが、小泉内閣は、切れ目ない適切な経済運営と構造改革を進める中で、民間需要主導により、本格的な景気回復のすそ野を着実に広げてきた点であります。

この三年間、小泉内閣は、与党と緊密に連携をとりながら、一瞬たりとも休むことなく、日本のかじ取りに全力を尽くし、切れ目ない適切な経済運営を実行してまいりました。その結果、これまで困難とされてきた数々の改革が次々と実行に移され、経済の再生の成果も着実にあらわれております。

具体的には、金融システムの改革を初め、規制改革、行財政改革、社会保障制度改革といった国民のための構造改革を進めてきた結果、ようやく改革の芽も出てきております。特に、不良債権処

理については、主要行の不良債権残高はこの二年で十三兆円以上減少し、銀行や不動産業等の株価が着実に上昇しております。また、投資減税など計一兆八千億円に及ぶ先行減税を実施し、これが経済の活性化に大きく貢献いたしました。

こうした改革への政府の一貫した取り組みを受けて、景気、経済も、十年余り続いた長いトンネルを抜けて、本格的な回復へと向かいつつあります。(拍手)

第二の理由ですが、今国会の最重要法案であった年金改革関連法案を、国民の安心の生活基盤を築く立場から、責任と確信を持って成立させた点であります。

今回の年金抜本改革は、今後の少子高齢化の進展や経済の変動に耐え、かつ、五十年、百年先を見通した恒久的な改革をなし遂げることが目的でありました。今、改革の歩みをとめることは、例えば、明年の単年度だけでも保険料と年金支給額の差が四兆七千億円の赤字となり、年金財政のこれ以上の悪化は制度の崩壊を招き、もはや先送りは許されません。

今国会で何としても成立させなければならぬという強い信念を持って、与党としても審議を進めてまいりました。そして、この年金制度の歴史始まって以来の大改革に取り組むため、今日まで尽力してこられたのが、小泉総理と坂口厚生労働大臣であります。私は、その御苦労に心から敬意を表するものであります。(拍手)

今回の年金改革法案は、四月一日の本会議における趣旨説明以来、衆議院においては参考人質疑を含めて約四十時間、参議院においても地方公聴

会を含めて約四十時間に及ぶ審議が重ねられてきました。

我々は、今国会において、年金改革に関し深い議論が展開されるものと期待しておりました。しかし、民主党は、二カ月も対案提出をおくらせ、審議入りを延ばした上、衆議院においては、民主党からは年金制度の内容について本格的な議論がほとんど提起されることなく、また参議院においては、副議長が議会議ルを破る禁じ手を行使用するなど、まさに党利党略に終始したことは、まことに残念であります。(拍手)

また、民主党が提出した対案などは、全く数字のない改革五年先送り法案であり、さらに中身を吟味すると、国民生活と年金財政を破綻に追い込む百年不安の年金法案と言わざるを得ません。

また、私たちは、中期的な課題として、衆議院の段階で民主党の主張も考慮し、年金、介護、医療など社会保障全般についての税、保険料等の負担と給付のあり方の見直し、そして公的年金制度の一元化についても真摯に検討するために、三党合意を踏まえ、法律まで修正いたしました。にもかかわらず、民主党の幹部は、三党合意は消えていると吐き捨てるように言っており、与野党の協議機関の設置すら応じようとしないう状況であります。

民主党の皆さん、この法案修正に賛成したのは一体どの党でしょうか。このように公党間の約束をいとも簡単にほごにするような政党が、国民に何を約束できるのでしょうか。(拍手)

第三の理由は、小泉総理の外交努力の成果に対する評価です。

去る五月二十二日、総理は二回目の訪朝をされましたが、一回目の訪朝以降、膠着状態に陥った日朝関係の現状を打破するため、リスクを覚悟で決断をされました。その結果、拉致被害者家族五名の帰国が実現、また、曽我ひとみさん一家については第三国での再会ができるよう、政府が全力でバックアップしております。

核、ミサイル問題では、朝鮮半島の非核化を目指し、六力国協議で平和的解決のための努力をしたいとの金正日国防委員長の言動を引き出し、また、弾道ミサイルの発射実験のモラトリアムも確認し、それぞれの分野で前進を勝ち取ることができました。これも、総理が訪朝していなければ何一つ実現できなかったことです。

また、先般のシーアイランド・サミットにおいても、北朝鮮による拉致と核開発問題などについては、議長声明に盛り込ませ、G8が結束してその問題の解決に当たるなど、小泉総理は一定の役割を果たしてまいりました。

時間の関係で、以上三点しか述べられないのが残念ですが、野党提出の不信任案には正当性がないことは明らかです。不信任すべきは、民主党の次の内閣ではないでしょうか。(拍手)

最後に、先般の児童手当法改正案についての民主党の対応について、一言申し述べておきます。児童手当の拡充を民主党自身の選挙公約に高らかに掲げながらも、野党で唯一反対されたことは、全く理解に苦しみます。もはや民主党は、喫緊の課題である少子化対策も放棄したに等しいということを付言いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 私、日本共産党を代表して、小泉内閣不信任決議案に賛成の討論を行います。

(拍手)

小泉内閣を不信任する第一の理由は、何よりも年金の大悪徳であります。そのやり方も内容も、断じて容認できません。

自民、公明両党によって強行成立させられた年金関連法は、保険料の際限のない引き上げと給付水準の引き下げを内容とする大悪徳であります。しかも、保険料の上限固定と給付の五割保障という二枚看板が全くのうそだったことが衆議院通過後に明らかとなりました。(拍手)

このような重大な法案を、衆議院でも参議院でも中央公聴会を開かず、質疑を突然打ち切って強行採決を行ったのであります。今や、どの世論調査を見ても、法案の内容に反対、強行採決に問題ありという声が七割から八割を超えております。もはや、小泉内閣に政権を担う資格は全くありません。(拍手)

第二の理由は、小泉内閣の構造改革路線が国民に耐えがたい激痛を押しつけ、国民生活のあらゆる分野で荒廃と破壊を招いたことであります。

小泉内閣は、不良債権の早期最終処理を掲げ、銀行の貸し渋り、貸しはがしを加速させ、倒産、失業を増大させてきました。また、大企業のリストラを放置し、後押ししてきたのであります。

その上、小泉内閣の際限のない国民への負担の押しつけが暮らしを破壊しております。高齢者医療費の引き上げ、サラリーマン健康保険三割負担

の実施、介護保険料の値上げ、失業者の命を削る雇用保険制度の改悪、そして、今国会での年金大改悪であります。

この行き詰まりから脱却する道は、小泉内閣の退陣によってのみ切り開くことができるのであります。(拍手)

第三の理由は、小泉内閣が軍事・外交面でアメリカ言いなりの姿勢を続けていることであります。

小泉首相が大義なきイラク戦争を支持し、憲法違反の自衛隊海外派兵を強行してきた責任も重大です。アメリカの戦争と不当な占領支配のもとで、イラク民間人の死者は既に一万人を超えました。米軍によるイラク人拷問・虐殺事件は、イスラム社会を初め、全世界の憤激を呼び起こしております。

ところが、小泉首相は、イラクに派兵した自衛隊の多国籍軍への参加を、日本の国会にも国民にも諮らず、米ブッシュ大統領に約束したのであります。多国籍軍への自衛隊の参加は、米軍の指揮のもとで、武力行使を伴う軍事行動と一体化した活動を進めることであります。それが憲法を真に向から踏みこむものであることは明白であります。(拍手)

小泉内閣が強行した有事関連法案も、アメリカの戦争に自衛隊と自治体、国民を総動員するものであり、我が国の進路と憲法の平和原則を根本から脅かすものであります。

今や、小泉内閣に、日本の平和と進路、国民の暮らしと日本経済のかじ取りを担う資格がないことは、余りにも明白であります。

以上で、小泉内閣不信任決議案に賛成する討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇)

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・市民連合を代表し、小泉内閣不信任決議案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

小泉内閣が成立してから三年が過ぎました。この三年を振り返ったとき、小泉内閣は戦後史上最悪の政権であると、強い憤りを持って断ぜざるを得ません。(拍手)

まず、小泉政権は、多くの国民世論に背を向け、犠牲と負担を強いる年金改悪法案の成立を強行しました。今回の年金改悪によって、この十月から厚生年金、共済年金保険料が引き上げられ、来年四月から国民年金保険料が引き上げられます。

政府はしきりに、保険料を上げて給付を減らすのはこれが最後、百年安心の年金制度などと言っていました。が、これもうそ八百であります。保険料は十四年間連続で引き上げられ、保険料の上限が固定されるといつても、平成十六年度価格のことであり、賃金、物価に合わせて実質保険料はアップする。将来の給付五〇％保障も、モデル世帯だけであり、これも一年目だけで、二年目からどんどん下降するのであります。しかも、法の前提である試算自体狂っていることが、合計特殊出生率の悪化で暴露されました。こんなめっちゃやを数の暴力で強引に押し通す小泉内閣に、政権を担当する資格はありません。

総理は、改革なくして成長なしというスローガ

ンを叫び続け、構造改革政策を進めてきました。達成した成果は何か。競争最優先、効率重視の小泉構造改革によって、弱い立場にある多くの人々に痛みが集中し、暮らしや雇用や将来への不安が高まっています。総理、あなたがやっていることは、憲法が保障する幸福追求権、生存権、勤労権のないがしろにほかなりません。

一方、小泉政権は、テロ特措法に始まり、有事法制、イラク特措法を成立させ、軍事優先の道をひた走っています。大義のないブッシュの戦争に追従し、自衛隊のイラク派兵や有事関連七法案の制定など、憲法九条違反の政治を進めています。小泉内閣は、歴代のどの内閣よりも憲法を踏み違っています。

その上、シーアイランド・サミットでは、憲法上許されないとしてきた従来の政府見解を覆し、国会に諮ることもなく、自衛隊の多国籍軍への参加を表明しました。これまでの安全保障政策を大転換させるものであり、断じて認められるものではありません。

総理、自民党をぶっ壊すというのかけ声だけで、日歯連事件に象徴されるような政官業の癒着や政治腐敗はますます深まっています。壊されたのは、私たちの生活と平和であります。その行き着く先が憲法そのものの改悪です。

総理は、議会制民主主義の意味を履き違えているのではないのでしょうか。多数決の美名のもと、数は力、力は正義とばかりに、数の力で法案審議を強行し、野党の追及に対して、あなた方はどうせ反対でしょうなどと聞き直る小泉首相の姿勢は、言論の府である国会の冒瀆であり、議会制民

主主義を否定するものであります。

小泉内閣がもたらしたものは何か。政治の不在、言葉の不在、情けの不在であり、国民の不在であります。このような小泉内閣は一刻も早く総辞職されることが賢明な選択であることを強く申し上げ、小泉内閣不信任決議案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)
(参事投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。
(参事投票を計算)
○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)
投票総数 四百七十三

可とする者(白票) 百九十三
否とする者(青票) 二百八十

(拍手)

○議長(河野洋平君) 右の結果、小泉内閣不信任決議案は否決されました。(拍手)

岡田克也君外六名提出小泉内閣不信任決議案を
可とする議員の氏名

安住 淳君	阿久津幸彦君	古賀 一成君	五島 正規君	羽田 孜君	計屋 圭宏君	塩川 鉄也君	高橋千鶴子君
青木 愛君	赤松 広隆君	今野 東君	近藤 昭一君	橋本 清仁君	鉢呂 吉雄君	山口 富男君	吉井 英勝君
荒井 聰君	五十嵐文彦君	近藤 洋介君	佐々木秀典君	鳩山由紀夫君	原口 一博君	阿部 知子君	照屋 寛徳君
井上 和雄君	伊藤 忠治君	佐藤 謙一郎君	佐藤 公治君	伴野 豊君	肥田美代子君	土井たか子君	山本喜代宏君
池田 元久君	石井 一君	島 聡君	篠原 孝君	樋高 剛君	平岡 秀夫君	横光 克彦君	古賀潤一郎君
石毛 鏐子君	石田 勝之君	下条 みつ君	島田 久君	平野 博文君	藤井 裕久君	中野 寛成君	
泉 健太君	泉 房穂君	神風 英男君	城島 正光君	藤田 一枝君	藤田 幸久君	安倍 晋三君	逢沢 一郎君
一川 保夫君	市村浩一郎君	須藤 浩君	末松 義規君	藤村 修君	古川 元久君	青山 丘君	赤城 徳彦君
稲見 哲男君	岩國 哲人君	鈴木 克昌君	鈴木 康友君	古本伸一郎君	細川 律夫君	麻生 太郎君	甘利 明君
宇佐美 登君	内山 晃君	仙谷 由人君	園田 康博君	細野 豪志君	堀込 征雄君	井上 喜一君	井上 信治君
生方 幸夫君	枝野 幸男君	田島 一成君	田嶋 要君	本多 平直君	馬淵 澄夫君	伊藤 公介君	伊藤信太郎君
小沢 一郎君	小沢 鋭仁君	田中 慶秋君	田中眞紀子君	牧 義夫君	前原 誠司君	伊藤 達也君	伊吹 文明君
大石 尚子君	大出 彰君	高井 美穂君	高木 義明君	増子 輝彦君	松野 謙公君	石崎 岳君	石田 眞敏君
大島 敦君	大谷 信盛君	高山 智司君	武正 公一君	松崎 公昭君	松崎 哲久君	石破 茂君	石原 伸晃君
大島 章宏君	岡島 一正君	武山百合子君	達増 拓也君	松野 信夫君	松野 頼久君	稲葉 大和君	今井 宏君
岡田 克也君	岡本 充功君	玉置 一弥君	樽井 良和君	松原 仁君	松本 大輔君	今津 寛君	今村 雅弘君
奥田 建君	奥村 展三君	樽床 伸二君	津川 祥吾君	松本 剛明君	松本 龍君	岩崎 忠夫君	岩永 峯一君
加藤 尚彦君	鹿野 道彦君	辻 恵君	都築 讓君	三日月大造君	三井 辨雄君	岩屋 毅君	宇野 治君
海江田万里君	梶原 康弘君	手塚 仁雄君	筒井 信隆君	水島 広子君	村井 宗明君	植竹 繁雄君	江崎 鐵磨君
金田 誠一君	鎌田さゆり君	土肥 隆一君	寺田 学君	村越 祐民君	室井 邦彦君	江崎洋一郎君	江藤 拓君
川内 博史君	川端 達夫君	中川 治君	中井 治君	山内おさむ君	山岡 賢次君	衛藤征士郎君	衛藤 晟一君
河村たかし君	菅 直人君	中津川博郷君	中塚 一宏君	山田 正彦君	山井 和則君	遠藤 武彦君	遠藤 利明君
吉良 州司君	城井 崇君	中根 康浩君	中野 讓君	山花 郁夫君	横路 孝弘君	小此木八郎君	小里 貞利君
黄川田 徹君	菊田まきこ君	中村 哲治君	中山 義活君	吉田 泉君	吉田 治君	小野 晋也君	小野寺五典君
岸本 健君	北橋 健治君	仲野 博子君	永田 寿康君	米澤 隆君	笠 浩史君	小淵 優子君	尾身 幸次君
楠田 大蔵君	玄葉光一郎君	長島 昭久君	長妻 昭君	和田 隆志君	若井 康彦君	大島 理森君	大野 松茂君
小泉 俊明君	小平 忠正君	長浜 博行君	長安 昭君	若泉 征三君	渡部 恒三君	大野 功統君	大前 繁雄君
小林 憲司君	小林千代美君	榑崎 欣弥君	西村 真悟君	渡辺 周君	赤嶺 政賢君	大村 秀章君	岡本 芳郎君
小宮山泰子君	小宮山洋子君	西村 智奈美君	野田 佳彦君	石井 郁子君	穀田 恵二君	奥野 信亮君	加藤 勝信君
				佐々木憲昭君	志位 和夫君	加藤 紘一君	嘉数 知賢君

否とする議員の氏名

安倍 晋三君	逢沢 一郎君	赤城 徳彦君	甘利 明君	井上 信治君	伊藤信太郎君	伊吹 文明君	石田 眞敏君	石原 伸晃君	今井 宏君	今村 雅弘君	岩永 峯一君	宇野 治君	江崎 鐵磨君	江藤 拓君	衛藤 晟一君	遠藤 利明君	小里 貞利君	小野寺五典君	尾身 幸次君	大野 松茂君	大前 繁雄君	岡本 芳郎君	加藤 勝信君	嘉数 知賢君
塩川 鉄也君	高橋千鶴子君	吉井 英勝君	照屋 寛徳君	山本喜代宏君	古賀潤一郎君																			

海部 俊樹君	梶山 弘志君
金子 一義君	金子 恭之君
金田 英行君	上川 陽子君
龜井 静香君	龜井 久興君
龜井 善之君	鴨下 一郎君
川上 義博君	川崎 二郎君
河井 克行君	河村 建夫君
瓦 力君	木村 太郎君
木村 隆秀君	木村 勉君
木村 義雄君	城内 実君
岸田 文雄君	北川 知克君
北村 誠吾君	北村 直人君
久間 章生君	熊代 昭彦君
倉田 雅年君	小池百合子君
小泉純一郎君	小泉 龍司君
小坂 憲次君	小島 敏男君
小杉 隆君	小西 理君
小林 興起君	古賀 誠君
後藤 茂之君	後藤田正純君
河野 太郎君	河本 三郎君
高村 正彦君	近藤 基彦君
左藤 章君	佐田玄一郎君
佐藤 信二君	佐藤 剛男君
佐藤 勉君	佐藤 鍊君
齊藤斗志二君	坂本 剛二君
坂本 哲志君	桜井 郁三君
櫻田 義孝君	自見庄三郎君
塩崎 恭久君	塩谷 立君
七条 明君	実川 幸夫君
柴山 昌彦君	島村 宜伸君
下村 博文君	菅 義偉君

菅原 一秀君	杉浦 正健君
鈴木 俊一君	鈴木 淳司君
鈴木 恒夫君	砂田 圭佑君
園田 博之君	田中 和徳君
田中 英夫君	田野瀬良太郎君
田村 憲久君	高木 毅君
滝 実君	竹下 巨君
竹本 直一君	武田 良太君
武部 勤君	橋 康太郎君
棚橋 泰文君	谷 公一君
谷垣 禎一君	谷川 弥一君
谷畑 孝君	谷本 龍哉君
玉沢徳一郎君	中馬 弘毅君
津島 恭一君	津島 雄二君
土屋 品子君	寺田 稔君
渡海紀三朗君	中川 昭一君
中川 秀直君	中谷 元君
中西 一善君	中野 清君
中野 正志君	中村正三郎君
中山 太郎君	中山 成彬君
中山 泰秀君	仲村 正治君
永岡 洋治君	長勢 甚遠君
二階 俊博君	丹羽 雄哉君
西川 京子君	西川 公也君
西田 猛君	西野あきら君
西村 明宏君	西村 康稔君
西銘恒三郎君	額賀福志郎君
根本 匠君	能勢 和子君
野田 聖子君	野田 毅君
野呂田芳成君	葉梨 康弘君
萩生田光一君	萩野 浩基君

萩山 教嚴君	橋本龍太郎君
蓮実 進君	馳 浩君
鳩山 邦夫君	浜田 靖一君
早川 忠孝君	林 幹雄君
林田 彪君	原田 令嗣君
原田 義昭君	平井 卓也君
平沢 勝栄君	平田 耕一君
平沼 赳夫君	福井 照君
福田 康夫君	藤井 孝男君
二田 孝治君	船田 元君
古川 禎久君	古屋 圭司君
保坂 武君	保利 耕輔君
細田 博之君	堀内 光雄君
増田 敏男君	増原 義剛君
町村 信孝君	松岡 利勝君
松下 忠洋君	松島みどり君
松野 博一君	松宮 勲君
松本 純君	三ッ林隆志君
三ッ矢憲生君	三原 朝彦君
御法川信英君	水野 賢一君
宮腰 光寛君	宮澤 洋一君
宮路 和明君	宮下 一郎君
武藤 嘉文君	村井 仁君
村上誠一郎君	村田 吉隆君
望月 義夫君	茂木 敏充君
森 英介君	森 喜朗君
森岡 正宏君	森田 一君
森山 裕君	森山 眞弓君
八代 英太君	谷津 義男君
保岡 興治君	柳澤 伯夫君
柳本 卓治君	山際大志郎君

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

山口 俊一君	山口 泰明君
山下 貴史君	山本 明彦君
山本 公一君	山本 拓君
山本 有二君	与謝野 馨君
吉野 正芳君	渡辺 具能君
渡辺 博道君	渡辺 喜美君
綿貫 民輔君	赤羽 一嘉君
赤松 正雄君	井上 義久君
池坊 保子君	石井 啓一君
石田 祝穂君	上田 勇君
漆原 良夫君	江田 康幸君
遠藤 乙彦君	大口 善徳君
太田 昭宏君	河合 正智君
河上 覃雄君	神崎 武法君
北側 一雄君	佐藤 茂樹君
齊藤 鉄夫君	坂口 力君
白保 台一君	田端 正広君
高木美智代君	高木 陽介君
谷口 隆義君	富田 茂之君
長沢 広明君	西 博義君
東 順治君	福島 豊君
冬柴 鐵三君	榊屋 敬悟君
丸谷 佳織君	山名 靖英君

出席國務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	野沢 太三君
外務大臣	川口 順子君
財務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	河村 建夫君
厚生労働大臣	坂口 力君
農林水産大臣	亀井 善之君
経済産業大臣	中川 昭一君
国土交通大臣	石原 伸晃君
環境大臣	小池百合子君
國務大臣	井上 喜一君
國務大臣	石破 茂君
國務大臣	小野 清子君
國務大臣	金子 一義君
國務大臣	竹中 平蔵君
國務大臣	細田 博之君
國務大臣	茂木 敏充君

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件
千九百七十三年の船舶による汚染の防止のため

の国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件
(通知書受領)
一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

知的財産高等裁判所設置法
裁判所法等の一部を改正する法律
不動産登記法
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律
景観法
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

都市緑地保全法等の一部を改正する法律
一、昨十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援 物品又は役務の相互の提供に

関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)の締結について承認を求めるの件
一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法
公益通報者保護法
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律
自衛隊法の一部を改正する法律

児童手当法の一部を改正する法律
金融機能の強化のための特別措置に関する法律
預金保険法の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく平成十五年度男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告

男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく平成十六年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての文書
土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成十五年土地の動向に関する年次報告

土地基本法第十条第二項の規定に基づく平成十六年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書
一、去る十一日、内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成十五年政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

一、去る十一日、人事院総裁佐藤壮郎君から次の報告書を受領した。
国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成十五年度の人事院の業務状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

葉梨 康弘君 田中 英夫君
小宮山泰子君 若泉 征三君
手塚 仁雄君 樽井 良和君
高木美智代君 古屋 範子君
田中 英夫君 葉梨 康弘君
樽井 良和君 手塚 仁雄君
若泉 征三君 小宮山泰子君
古屋 範子君 高木美智代君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

加藤 公一君 阿久津幸彦君
小林千代美君 松本 謙公君
阿久津幸彦君 加藤 公一君
松本 謙公君 小林千代美君

外務委員

辞任

補欠

中野 謙君 松本 大輔君
松本 大輔君 中野 謙君

文部科学委員

辞任

補欠

今津 寛君 倉田 雅年君
近藤 基彦君 金子 恭之君
鳩山由紀夫君 増子 輝彦君
金子 恭之君 近藤 基彦君
倉田 雅年君 今津 寛君

厚生労働委員

辞任

補欠

増子 輝彦君 鳩山由紀夫君
井上 信治君 萩生田光一君
福井 照君 松島みどり君
五島 正規君 高井 美穂君
藤田 一枝君 松野 信夫君
増子 輝彦君 永田 寿康君
萩生田光一君 城内 実君
城内 実君 井上 信治君
松島みどり君 福井 照君
高井 美穂君 五島 正規君
永田 寿康君 増子 輝彦君
松野 信夫君 藤田 一枝君

経済産業委員

辞任

補欠

小島 敏男君 早川 忠孝君
渡辺 周君 西村智奈美君
早川 忠孝君 小島 敏男君
西村智奈美君 渡辺 周君

国土交通委員

辞任

補欠

山岡 賢次君 中川 正春君
中川 正春君 山岡 賢次君

安全保障委員

辞任

補欠

渡辺 周君 津川 祥吾君
津川 祥吾君 渡辺 周君

議院運営委員

辞任

補欠

阿部 知子君 照屋 寛徳君
照屋 寛徳君 阿部 知子君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

川崎 二郎君 久間 章生君
久間 章生君 渡辺 博道君
中川 秀直君 川崎 二郎君

懲罰委員

辞任

補欠

(議案提出)

一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外四名提出)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出)

証券取引委員会設置法案(五十嵐文彦君外二名提出)

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案(大野功統君外五名提出)

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)

(議案受領)

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

一、昨十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

干潟海域の保全等に関する法律案

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

犯罪被害者基本法案(細川律夫君外三名提出、衆法第三一〇号)

道路交通法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外三名提出、衆法第四七号)

食育基本法案(村田吉隆君外六名提出、衆法第四九号)

消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外四名提出、衆法第五五号)

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(石毛鏡子君外六名提出、衆法第五四号)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出、衆法第五六号)

以上二件 総務委員会 付託

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外六名提出、衆法第四〇号)

特定非営利活動の促進のための法人税法の一部を改正する法律案(石毛鏡子君外六名提出、衆法第五三号)

証券取引委員会設置法案(五十嵐文彦君外二名提出、衆法第五七号)

以上二件 財務金融委員会 付託

学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出、衆法第四八号)

文部科学委員会 付託

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出、衆法第九号)

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外一名提出、衆法第一六号)

労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案(加藤公一君外二名提出、衆法第二八号)

国民年金法の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外三名提出、衆法第五〇号)

無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案(泉房穂君外二名提出、衆法第五二号)

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案(大野功統君外五名提出、衆法第五八号)

以上六件 厚生労働委員会 付託
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外五名提出、衆法第三三三号)
輸入牛肉に係る情報管理及び伝達に関する特別措置法案(鹿野道彦君外五名提出、衆法第二四号)

以上二件 農林水産委員会 付託
平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)
平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調

書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)

以上六件 決算行政監視委員会 付託
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外一名提出、衆法第四六号)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出、衆法第五一号)

以上二件 議院運営委員会 付託
公職選挙法の一部を改正する法律案(中井治君外五名提出、衆法第三二二号)
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(中井治君外五名提出、衆法第三三三号)

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(中井治君外五名提出、衆法第三五五号)

以上三件 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託
一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出、衆法第五九号) 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出)

無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案(泉房穂君外二名提出)

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(石毛鏡子君外六名提出)

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(石毛鏡子君外六名提出)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外四名提出)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出)
証券取引委員会設置法案(五十嵐文彦君外二名提出)
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案(大野功統君外五名提出)

一、昨十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出)

(議案通知)
一、去る十日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。
地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件
千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)

一、去る十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

知的財産高等裁判所設置法案
裁判所法等の一部を改正する法律案
不動産登記法案
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案
景観法案

都市緑地保全法等の一部を改正する法律案
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

一、昨十四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案

一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅰ)の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件

一、昨十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公益通報者保護法案

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊

の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案

預金保険法の一部を改正する法律案

(予備的調査要請書受領)

一、去る十日、次の予備的調査要請書を受領した。

独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書(武正公一君外四十名提出、平成十六年衆予調第三号)

一、昨十四日、次の予備的調査要請書を受領した。

金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査要請書(中津川博郷君外八十七名提出、平成十六年衆予調第四号)

(予備的調査要請書送付)

一、去る十一日、委員会に送付された予備的調査要請書は次のとおりである。

独立行政法人の組織等に関する予備的調査要請書(武正公一君外四十名提出、平成十六年衆予調第三号)

総務委員会 送付

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国の多国籍軍への参加についての政府見解に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

車庫証明の証明期間短縮等に関する再質問主意書(大出彰君提出)

核燃料サイクル問題に関する質問主意書(高橋千鶴子君提出)

保育所待機児童解消、学童保育の充実に関する質問主意書(高橋千鶴子君外一名提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

土地改良事業の実態に関する質問主意書(松野信夫君提出)

犯罪や危難等に遭遇した日本国民に対する保護や援助にかかる費用の求償に関する質問主意書(松野信夫君提出)

公的年金制度の一元化等に関する質問主意書(伴野豊君提出)

年金の政府答弁に関する質問主意書(長妻昭君提出)

転倒事故に関する質問主意書(長妻昭君提出)

監修料等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

任意契約に関する質問主意書(長妻昭君提出)

機密費等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

年金掛け金の福祉施設への直接投入に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

首都高速中央環状品川線の排気塔・換気所建設計画に関する質問主意書(松原仁君提出)

公務員の給与に関する質問主意書(長妻昭君提出)

国のテナントの公募に関する質問主意書(長妻昭君提出)

ムダな政府広報誌に関する質問主意書(長妻昭君提出)

リコール隠しに関する質問主意書(長妻昭君提出)

医療事故の報告義務化に関する質問主意書(長妻昭君提出)

公共事業の資材一括購入制度に関する質問主意書(長妻昭君提出)

国の経費削減に関する質問主意書(長妻昭君提出)

公営住宅・官舎に関する質問主意書(長妻昭君提出)

国の借金の府省庁別内訳等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

ガン検診の発見率に関する質問主意書(長妻昭君提出)

公務員の残業等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

政府系金融機関の融資先への天下りに関する質問主意書(長妻昭君提出)

自衛隊の多国籍軍参加に関する質問主意書(長妻昭君提出)

天下り半減の政府公約に関する質問主意書(長妻昭君提出)

止まらない年金流用に関する質問主意書(長妻昭君提出)

平成十六年六月十五日 衆議院会議録第四十一号

議長報告

予算書類の電子データ提供に関する質問主意書
(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出国民健康保険組合における組合員資格に関する質問に対する答弁書
衆議院議員前田雄吉君提出マレーシア「パハン・セランゴール導水事業」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員平岡秀夫君提出勤務実態のない社員
の厚生年金加入等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員金田誠一君提出イラク人道復興支援
特別措置法における「戦闘行為」に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出市町村の国民年金に
係る法定受託事務に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁とその職
員との健全な関係に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁の国際業
務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出厚生年金の空洞化に
関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出歯科医師の診療報酬に
関する質問に対する答弁書

平成十六年五月十九日提出
質問 第一〇二号

国民健康保険組合における組合員資格に関す
る質問主意書

提出者 阿部 知子

国民健康保険組合における組合員資格に関
する質問主意書

二〇〇三年、全国建設工事業国民健康保険組合
の保険料流用事件が明らかになった。また、建設
連合国民健康保険組合においては、組合員(被保
険者)資格の適用について法令からの逸脱の疑い
がもたれている。これらは国民健康保険組合に恣
意的運営を可能とする状況があるのではないかと
疑わせるに足るものである。

医療保険制度改革を進める観点からも、国民健
康保険組合の運営の適正化と健全化の対策は政府
としても緊急に取り組むべきことと考える。

よって、次の事項について質問する。

一 建設連合国民健康保険組合では、組合とは別
人格の建設業同業団体である日本建設組合連合
加盟団体に使用されている事務役職員に組合員
資格を適用している事実がある。この事実を認
識しているか。認識しているとすれば、この事
実が確認される支部名と人数を明らかにしてい
ただきたい。

二 これら事務役職員は、国民健康保険法第十三
条でいうところの「同種の事業又は業務に従事
する者」及び「組合に使用される者」以外の者で
あり、同条に違反していると考えられるが、そ
のように認識しているか。

三 建設連合国民健康保険組合の組合員資格の適
用に不適切さが認められる場合には、当然、是
正すべきと考えるが、いかがか。是正するとす
れば、どのような手続きで是正するのか。

四 この違法性を帯びた適用によって組合員資格
を取得した者が、建設連合国民健康保険組合の
最高議決機関である組合会の議員の圧倒的多数

を占め、かつ理事の絶対的多数を占めて組合の
運営をおこなっている。こうした事実を認識し
ているか。認識しているとすれば、こうした実
態を改善すべきと考えるが、いかがか。

右質問する。

内閣衆質一五九第一〇二号

平成十六年六月十一日
内閣総理大臣臨時代理 細田 博之
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出国民健康保険組合に
おける組合員資格に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出国民健康保険組
合における組合員資格に関する質問に対す
る答弁書

一について

建設連合国民健康保険組合(以下「建設連合国
保組合」という。)の設立認可を行い、建設連合
国保組合に対する監督権限を有する愛知県から
聴取したところによれば、建設連合国保組合
は、日本建設組合連合の加盟団体に雇用されて
いる役員及び事務員(以下「事務員等」という。)

を別表に掲げる支部において組合員としてい
ることであり、その人数は百三十四名である
とのことである。

二及び三について

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十
二号。以下「法」という。)第十三条第二項及び第
四項の規定により、国民健康保険組合(以下「国

保組合」という。)の組合員は、同種の事業若し
くは業務に従事する者で当該国保組合の地区内
に住所を有する者又は当該国保組合に使用され
る者(他の医療保険制度の被保険者等を除く。)と
あることとされている。事務員等がそのいず
れかに該当するか否かについては、就労形態、
職務内容等を総合的に勘案し、個別具体的な事
例に即して判断されるべきものであり、事務員
等がそのいずれにも該当しない場合には、国保
組合の組合員とすることはできず、愛知県にお
いて違反の是正を指導した上、必要に応じ、行
政手続法(平成五年法律第八十八号)の規定によ
る手続を執り、法第百八条の規定による是正措
置等を命じることになると考えている。

四について

法第二十六条第三項の規定により、組合員以
外の者は、組合会議員となることができず、ま
た、法第二十三条第三項の規定により理事は、
特別な事情があるときのみ組合員以外の者のう
ちから組合会で選任することができることとさ
れていることから、組合員以外の者が理事の大
多数を占めることは適当ではない。

愛知県から聴取したところによれば、建設連
合国保組合においては、事務員等が組合会議員
となり、理事の大多数を占めているとのこと
であり、事務員等が国保組合の組合員となるこ
とができないう場合においては、愛知県において
違反の是正を指導した上、必要に応じ、行政手
続法の規定による手続を執り、法第百八条の規
定による是正措置等を命じることになると考え
ている。

別紙

建設連合国保組合の支部名

旭川支部	富山県支部	県支部
釧路支部	石川県支部	支部
北海道支部	福井県支部	支部
岩手県支部	山梨県支部	支部
宮城県支部	岐阜県支部	支部
福島県支部	静岡県支部	支部
茨城県支部	愛知県第二支部	支部
栃木県支部	三重県支部	支部
埼玉県支部	滋賀県支部	支部
千葉県支部	京都府支部	支部
東京支部	大阪府支部	支部
東京多摩支部	兵庫県支部	支部
東京西部支部	奈良県支部	支部

平成十六年二月一日現在

平成十六年五月二十八日提出
質問 第一一六号

マレーシア「パハン・セラングール導水事業」
に関する質問主意書

提出者 前田 雄吉

マレーシア「パハン・セラングール導水事業」
業に関する質問主意書

マレーシアにおけるパハン・セラングール導
水事業は、過去五十年間に行なわれた政府開発
援助のプロジェクト借款のなかで、最高の八百

二十億四千万円供与であるにもかかわらず、
当事業の正当納税者たる国民の前に示され
ていない。日府の考えうる当事業の正当性
を具体的数値と共に開示されたい。
右質問する。

内閣衆質一五一六号

平成十六年 一日

内閣大臣臨時代理
務 大臣 細田 博之

衆議院講野 洋平殿

衆議院議員前田雄吉君提出マレーシア「パハ
ン・セラングール導水事業」に関する質問主意書に
対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員前田雄吉君提出マレーシア「パ
ハン・セラングール導水事業」に関する質
問に対する答弁書

パハン・セラングール導水計画(以下「本計画」
という。)については、二千年五月にマレーシア政
府から円借款を供与するよう要請があり、その後、
これを検討した結果、円借款供与を決定し、
二千三年三月にマレーシア政府との間で円借款に
関する交換公文を締結した。

クアラルンプール市及びスランゴール州におけ
る水の需要は、千九百九十二年から千九百九十八
年までの間、年平均で九・三パーセント伸びてお
り、マレーシア政府の予測ではその後も高い伸び
が見込まれている。かかる需要の伸びに適切に対
処すべく、マレーシア政府は、本計画に加え、地下
水の開発、漏水対策の実施、他の地域からの導水
等の代替案を検討した結果、水資源量、コスト等
の面から本計画が最善であるとの結論に至った。

なお、マレーシア政府は、本計画の実施に当
たって生じ得る環境面等の影響について、これを
最小限にすべく所要の措置を採っていくとしてい
る。

政府としては、以上の経緯を考慮の上、本計画
はマレーシアの水需要を満たし、もってマレーシ
アの経済社会開発を促進する上で必要なもので
あって、その実施は正当であると判断し、これに
加えて我が国とマレーシアの関係の一層の緊密化
の必要性等を勘案した結果、円借款の供与を決定
したものである。

平成十六年六月一日提出
質問 第一二六号

勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関
する質問主意書

提出者 平岡 秀夫

勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関
する質問主意書

社会保険の目的は、勤労者や事業主が保険料を
出し合い、いざというときに給付を行い、誰もが
安定した暮らしを続けていけるようにすることだ
である。しかし、勤務実態がなく年金の加入資格
がない者が不正に年金を受給することは、社会保
険の目的を逸脱し、社会保険制度を歪める行為で
あり、違法又は不当と評価されるべきことと考
える。その観点から、以下質問する。

一 一部報道に、「事業主が勤務実態のない社員
や役員と雇用契約を結び、被保険者資格を届け
出していた場合、当然、その人の年金受給資格は
取り消しになる。違法です。厚生年金保険法に
よると、虚偽の届け出をしたり、退職したのに
報告をしなかったら、事業主は同法違反として
六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処
す」と定められている(「社会保険庁医療保険
課」とあるが、この見解に誤りがないかどう
か、政府の認識を問う。

二 社長から、「あんなの仕事は次の選挙で当選
することだ。会社なんて来なくていい」、会社
の旅行会の時に「今日は大事な人が来るから来
たらどうか」、「二、三年何もしないでぶらぶ
ら遊んでいろ」と言われ、そのような勤務状況で
あった場合、そのような社員は勤務実態がない
ものとして、厚生年金の被保険者資格を有しな
いと考え、政府の見解を問う。

三 ①国会議員が、勤務実態のない企業から給料

を得ていれば、それは事実上献金にあたり、②国会議員の秘書(私設)が勤務実態のない企業から給料を得ていれば、事実上その国会議員に対する献金にあたり、それぞれ、政治資金規正法の制限を受けるものと考えられる。この点に關し、政府の見解を問う。

四 厚生年金の基礎年金部分には国庫負担部分がある。企業での勤務実態がないのに、厚生年金に加入して受給すると、少なくとも国庫負担部分については、本来受けられないものを受けることになり、詐欺罪が成立するものと考えられる。この点に關し、政府の見解を問う。

五 勤務実態のない社員については、企業が行っているその給与の支払い、厚生年金の保険料支払い(事業主負担の部分)等は、税務上、当該企業では損金扱いできないものとする。この点に關し、政府の見解を問う。

内閣衆議院一五九第一二六号
平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理 細田 博之
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員平岡秀夫君提出勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員平岡秀夫君提出勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関する質問に対する答弁書

一 厚生年金保険の被保険者となるか否かは、個別具体的な事例に即して判断することとしており、被保険者に該当しないと判断された者については、原則として五年を限度として、過去に

さかのぼって被保険者の資格を取り消す取扱いとしていっているところである。

また、適用事業所の事業主には、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定により、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出る義務が課されており、適用事業所の事業主が、正当な理由がなく同条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同法第二百二条第一項の規定に基づき六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処することとされている。

二 厚生年金保険の被保険者となるか否かについては、適用事業所と常用的使用関係にある就労者かどうかを基準として判断している。この場合における常用的使用関係は、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を関係書類等によって確認した上、これらを総合的に勘案し、個別具体的な事例に即して判断することとなる。御指摘のことをもって、厚生年金保険の被保険者の資格を有するかどうかを判断することは困難であると考えている。

三 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四条第三項において、「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他の債務の履行としてされるもの以外のものをいう」と規定されている。また、同条第四項に規定する「政治活動に関する寄附」については、報告書の提出の義務付けや寄附に関する制限が設けられている。

御質問の①又は②のような場合に、当該給料が「政治活動に関する寄附」に該当するか否かは、就労者の就労形態及び勤務内容、当事者の意思等を総合的に勘案し、個別具体的な事例に

即して判断すべきものと考えている。

四 犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づき個々に判断すべきものである。で、答弁を差し控えたい。

五 法人がその雇用契約に基づき社員に支給する給与や雇用に関連して負担する厚生年金保険料は、原則として、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十二条第三項第二号に規定する「販売費、一般管理費その他の費用(以下「費用」という。)に該当し、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される。

この場合、法人と社員の雇用契約に基づく就労形態は、常勤だけでなく、非常勤や在宅勤務などその職務内容に応じて様々なものがあるが、雇用契約に基づき法人の指揮命令に服して提供した役務の対価として法人から支払われる金員は、費用に該当し、損金の額に算入する取扱いとしている。

御質問の「給与の支払い」等が、税務上、損金扱いできないものであるかどうかは、このような取扱いを踏まえ、個別具体的な事例に即して判断すべきであると考えている。

平成十六年六月二日提出
質問 第一三〇号

イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問主意書

イラクにおける現地武装勢力と米軍等の武力行使が激しさを増している。

当初の政府の見通しとは裏腹に、イラクの情勢は厳しさを増すばかりであり、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(以下「イラク特措法」という。)を制定した当初においては予想されなかった情勢に陥ったと思わざるを得ない。

そこで政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 イラク特措法第二条第三項で定義されている「戦闘行為」は、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう」と定められている。

この定義を忠実に字句解釈すると、現地における武装勢力と米軍等とがいかに激しい交戦を繰り返そうとも、「戦闘行為」には該当しないと解釈することも可能である。

そこで現地武装勢力と米軍との交戦が「戦闘行為」に該当し得る場合があるのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 仮に現地武装勢力と米軍との交戦が「戦闘行為」に該当し得る場合が存在するのであれば、その該当要件について政府の見解を明らかにされたい。

三 「イラク人道復興支援特別措置法に基づく対応措置に関する基本計画」では、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動の実施に当たっては、「自衛隊の部隊等の安全が確保されなければならない」と定めている。そこで以下の点に關して政府の見解を明らかにされたい。

1 現に「戦闘行為」が行われていない状況下でも、安全が確保されていない状況というものは存在し得るのか。

2 現在イラクにおいて、「戦闘行為」は行われていないが、安全が確保されていない地帯はあるか。

3 自衛隊の部隊等の安全が確保されなくなつ

た場合の政府の対応について。

四 イラク特措法第九条に基づいて内閣総理大臣及び防衛庁長官が「イラク復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保」のためにこれまでに取った具体的施策があれば、その全て（施策の内容及びそれを実施した日付）を明らかにされたい。

五 これまでにイラク特措法に基づく安全確保支援活動は行われてきたのか、行われてきたのであればその具体的活動内容、行われていないのであればその理由を明らかにされたい。

内閣衆質一五九第一三〇号

平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員金田誠一君提出イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「現地武装勢力と米軍との交戦」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号。以下「法」という。）においては、あらかじめイラク国内を戦闘行為（法第二条第三項に規定する戦闘行為をいう。以下同じ。）が行われている地域とそうでない地域とに区分することが求められているものではなく、対応措置（法第一条第一項に規定する対応措置をいう。以下同じ。）を実施する

地域について、「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」ことが求められているものであることから、対応措置を実施していない地域において戦闘行為に該当し得る行為が行われているかどうかについては、確定的にお答えすることは困難である。

その上で申し上げれば、戦闘行為とは、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」をいい、ある行為がこれに該当するかどうかについては、当該行為が国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いの一部を構成する「人を殺傷し又は物を破壊する行為」であるか否かによつて決せられると考えるところであるが、その判断を行うに当たっては、当該行為について、その計画性、組織性、継続性、国際性等を総合的に勘案することとなる。

三の1及び2について

法第二条第三項は、「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域において自衛隊が対応措置を実施するものとする旨を定めているが、これは、当該対応措置が日本国憲法の範囲内で行われることを確保するためのものである。

他方、法第九条においては、防衛庁長官に安全の確保に配慮すべき義務を課しているが、これは、正しく、自衛隊の部隊等が対応措置を実施するに当たって、その安全を確保することを目的としたものである。

このように、ある地域で戦闘行為が行われているかどうかといったことと、自衛隊が対応措置を実施するに当たってその部隊等の安全が確保されるかどうかといったことは、そもそも別の観点から考えるべきものであるが、自衛隊が対応措置を実施する地域に関しては、「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域であり、かつ、その部隊の安全が確保されているところである。

三の3について
法第九条の規定を踏まえ、政府としても、現地に派遣された自衛隊の部隊の安全確保に万全を期しているところであるが、その安全確保を図ることが困難となった場合を含め、自衛隊が対応措置を実施する地域の全部又は一部が法又は基本計画（法第四条第一項に規定する基本計画をいう。）に定められた要件を満たさないものとなった場合には、法第八条第四項の規定により、「防衛庁長官は、・・・速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じる等の措置をとることとなる。」

四について
法第九条の規定を踏まえた安全確保のための措置については、日々継続的に実施しているため、当該措置を実施した具体的な日付を特定することは困難であり、また、その詳細については、公にすることにより、現地に派遣された者の安全確保に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

その上で申し上げます、防衛庁長官は、現地に派遣された自衛隊の部隊の安全確保に万全を期するため、随時、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長を通じ、必要な指示を行ってきたところである。これを受け、現地に派遣された自衛隊の部隊においては、安全確保のために様々な措置を講じつつ日々の活動を慎重に行っているが、より具体的に申し上げます、情報収集を徹底し、現地の最新の治安情勢を常時把握するとともに、

(1) 陸上自衛隊の部隊にあつては、宿営地の警備並びに部隊の活動時及び移動時における警備に万全を期すること、宿営地の防護に当たっては様々な態様による危険な事態を念頭に置くこと、現地の治安維持を担当するオランダ軍等と密接な連携をとること、不測の事態に備えての訓練を行うこと等の措置を講じており、

(2) 航空自衛隊の部隊にあつては、安全確保に有効と考えられる特別な装置を輸送機に新たに装備すること、離着陸時に攻撃を受けないよう、必要に応じ、飛行場上空の通常より狭い範囲内でらせん状に上昇飛行及び下降飛行を行うこと等の措置を講じているところである。

五について

平成十六年六月九日現在までに、法第三条第一項第二号に規定する安全確保支援活動として、航空自衛隊の輸送機による関係国及び関係国際機関の物資及び人員の輸送並びに陸上自衛隊によるオランダ軍への水の補給を実施しているところである。

平成十六年六月二日提出
質問 第一三一号

市町村の国民年金に係る法定受託事務に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

市町村の国民年金に係る法定受託事務に関する質問主意書

平成十六年五月七日提出の質問第九十一号「公的年金の支給業務に関する質問主意書」に対する答弁書において説明のあった、市町村に設置され

ているパソコンについて、これが真に、市町村の国民年金に係る法定受託事務の円滑な実務に役立つものでなければならぬとの観点から、次の事項について質問する。

一 照会用パソコンについて

(1) 「照会用パソコン」を活用した市町村からの照会件数が、全国に四千七百九十三台設置されていることからすると、必ずしも十分に活用されているように思えないが、以上のことをどのように考えているのかについて答弁されたい。

(2) 国民年金に係る情報の照会とは、「照会用パソコン」以外からはできないかどうかについて答弁されたい。

(3) 市町村に設置した四千七百九十三台の「照会用パソコン」の設置費用、維持費用及び、購入のための財源について答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第一三二一号

平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 細 田 博 之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出市町村の国民年金に係る法定受託事務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出市町村の国民年金に係る法定受託事務に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

お尋ねの「照会用パソコン」は、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号 第七条第一項

第一号に規定する第一号被保険者(以下「第一号被保険者」という。)及び同項第二号に規定する第二号被保険者の資格に関する情報等市町村が第一号被保険者の種別の変更の届出の受理等国民年金に係る法定受託事務(以下「年金受託事務」という。)を処理するために不可欠な情報を提供するためのものであり、少なくとも各市町村に一台の「照会用パソコン」を設置することが必要であると考えている。また、各市町村における設置台数については、設置台数等に係る市町村の要望や業務量等を勘案して決定しており、「照会用パソコン」は各市町村において適切に活用されているものと考えている。

一の(2)について
年金受託事務を市町村において処理する際に必要となる情報については、国民年金の被保険者に係る情報の適切な管理の観点から、「照会用パソコン」以外のコンピュータを用いた照会ができないような仕組みとなっている。

一の(3)について
お尋ねの「照会用パソコン」の設置及び維持に要した費用(以下「本件設置等費用」という。)については、年金受託事務の処理に必要な費用として一般財源及び保険料財源から市町村に対して交付する国民年金事務取扱交付金により賄われているところであるが、「市町村国民年金事務費決算審査要綱(昭和五十四年六月一日付け庁保発第二十号社会保険庁年金保険部長通知)」に基づき市町村から提出される年金受託事務に要した費用の決算に関する報告書においては、本件設置等費用を区分して経理しておらず、市町村が本件設置等費用として実際に支出した金額をお示しすることは困難である。

なお、「照会用パソコン」の設置に要する費用については、これを設置した平成十三年度及び

平成十四年度の同交付金の交付申請書において「照会用パソコン」の設置に要する費用の額を特に記載させたところであり、その総額は十四億五千九百十七万円であった。

平成十六年六月二日提出
質問第一三二二号

社会保険庁とその職員との健全な関係に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

社会保険庁とその職員との健全な関係に関する質問主意書

社会保険庁職員の労働条件の整備は、健全な社会保険政策遂行にとって不可欠である。この観点から次の事項について質問する。

一 社会保険庁および全国の社会保険事務局ならびに社会保険事務所の職員が加入している労働組合について

(1) どのような労働組合が存在し、それぞれの労働組合に加入している職員数について答弁されたい。

(2) 社会保険事務所の職員は、国家公務員でありながら自給労働の職能別組織としての国費評議会に加入していることによつて業務に対する何らかの影響の有無について答弁されたい。

(3) 二〇〇〇年四月の地方分権一括法の施行に伴う社会保険事務所職員の地方事務官への身分切替にあたり社会保険庁と国費評議会との間で交わされている覚書等の内容について答弁されたい。

(4) その他、社会保険庁と国費評議会との間で交わされている覚書等について、そのすべてを答弁されたい。

(5) 国費評議会をはじめ、各労働組合と今後

どのような関係を持つていくか。またそのことが社会保険庁の健全な業務遂行にどのような影響があると考えているのかについて答弁されたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第一三二二号
平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 細 田 博 之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁とその職員との健全な関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁とその職員との健全な関係に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

社会保険庁の職員が加入している職員団体については、日本労働組合総連合会の傘下にある全日本自治団体労働組合の国費評議会(以下「国費評議会」という。)、全国労働組合総連合の傘下にある全厚生職員労働組合(以下「全厚生」という。)並びに同庁社会保険業務センター及び地方社会保険事務局の職員で組織する全国社会保険労働組合共闘会議(以下「社保共闘」という。)があり、社会保険庁職員のそれぞれの加入者数については、国費評議会が約一万二千四百人、全厚生及び社保共闘が各々約二千六百人と承知している。なお、社保共闘の加入者の全員が全厚生に加入していると承知している。

一の(2)について

社会保険事務所の職員が、職員団体に加入しているか否か、又は加入する職員団体のいかんによつて、その業務の遂行に影響があつてはな

らないものであり、現時点において把握して
るところでは、国費評議会に加入していること
によって、影響があるとは考えていない。

一の(三)について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備
等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の
施行に伴い、社会保険庁と国費評議会との間で
覚書等は交わしていない。

一の(四)について

社会保険庁と国費評議会との間で、昭和五十
四年三月十三日、社会保険業務の全国オンライ
ン化の実施に当たりオンライン化計画に伴い労
働強化が生ずることのないよう十分配慮する等
の内容の覚書を交わしている。

また、社会保険庁と国費評議会は、事務処理
の変更を伴う新規業務を開始する際などに、事
務処理体制の整備を行うこと、業務の実施に必
要な経費の確保を行うこと、職場環境の整備を
行うこと等の確認を行っている。

一の(五)について

社会保険庁においては、国民の利便性向上、
事業効率化の一層の推進に取り組むこととして
おり、今後とも職員団体に對し、理解と協力が
得られるよう努めるとともに、国家公務員法
(昭和二十二年法律第二十号)等の関係規定に
基づき適切に対応することとしている。

これらにより、職員団体と適切な関係が保た
れ、社会保険庁の業務の円滑な遂行に資するも
のと考えている。

平成十六年六月二日提出
質問第一一三三号

社会保険庁の国際業務に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

平成十六年六月十五日 衆議院会議録第四十一号

議長の報告

社会保険庁の国際業務に関する質問主意書
わが国の社会保障制度の発展のために諸外国の
制度のあり方を研究することは重要なことであ
る。また、諸外国との社会保障協定を積極的に推
進する必要性からも、国際的に有意義な業務を執
行することは大切である。しかしながら、そこに
非効率や無駄があつてはならない。国際業務を健
全なものとすることの重要性から、次の事項につ
いて質問する。

一 社会保険庁職員の海外出張について

(一) 平成十三年、十四年度、十五年度の
三カ年において、社会保険庁職員が行なつ
た海外出張のすべてについて、目的、行
程、参加人数、費用および財源は何処から
出ているのか。また、参加者の役職につい
て答弁されたい。

(二) それぞれの海外出張は、仮に日本からの
通信手段を活用して業務を行なつた場合と
比べて費用対効果の観点からどのような意
義があつたと考えられるのかについて答弁
されたい。

(三) それぞれの海外出張が具体的な政策制度
づくりにどのように結びついたのかについ
て答弁されたい。

二 国際社会保険協会(ISSA)について

(一) 社会保険庁から国際社会保険協会へ派遣
している職員数、社会保険庁での役職、国
際社会保険協会での役職、給与、諸手当の
種類と金額および財源、住居について答弁
されたい。

(二) 社会保険庁が国際社会保険協会の会員と
なるために必要となる一カ年の経費とその
財源について答弁されたい。

(三) 派遣先でのそれぞれの職員の平成十五年
度一カ年の主な職務内容について答弁され

たい。

(4) 国際社会保険協会へ職員を派遣すること
によって、具体的にわが国の社会保障制度
進展に寄与した例について答弁されたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第一三三三号
平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁の国際業
務に関する質問に對し、別紙答弁書を送付す
る。

(別紙)

衆議院議員中根康浩君提出社会保険庁の国
際業務に関する質問に對する答弁書

一の(一)について

平成十三年から平成十五年までの間に
ける社会保険庁職員が行つた外国出張の用途、
目的、行程、参加人数、官職、費用及びその財
源は、別表第一のとおりである。

一の(二)及び(三)について

外国出張は、国際会議への出席、諸外国関係
機関との協議など、日本からの通信手段を活用
するのでは十分な結果が得られない場合に行つ
ており、諸外国との協力関係の構築及び情報収
集、開発途上国への支援並びに諸外国との社会
保障についての協定の締結に伴う事務の連絡調
整など、社会保険庁が行う社会保険事業の円滑
な実施を図る上で必要なものであつたと考えて
いる。

二の(一)について

平成十六年六月一日現在において、社会保険

庁から国際社会保険協会(以下「協会」という。
へ派遣している職員(以下「派遣職員」という。
の数は二名であるが、派遣職員に對し、協会
の役職は付与されておらず、協会から給与は支
払われていない。

また、派遣職員に係る社会保険庁での官職、
諸手当を含めた給与の種類及びその財源は別表
第二のとおりであるが、給与の金額及び住居に
ついては、個人に関する情報であるため、答弁
を差し控えたい。

二の(二)について

協会の会員は、協会規約に基づき分担金を負
担しており、平成十五年において社会保険庁
が支出した当該分担金の金額は二千三百七十
三千九百九十二円であり、その支出には保険料財源
を充てている。

二の(三)について

平成十五年に協会へ派遣されていた職員二
名のうち、一名の職員の主な職務内容は、医療
保険の国際比較研究事業に係る実施手順の策定
や国別報告の取りまとめ、フランス共和国にお
ける社会保障制度の運営に関する調査の実施等
であり、他の一名の職員の主な職務内容は、協
会の本部とアジア・太平洋地域事務所及びアフ
リカ地域事務所との連絡調整業務、諸外国の保
険料徴収に関する調査の実施等である。

二の(四)について

世界の社会保障の促進、発展のため活動
を行っている協会へ職員を派遣することによつ
て、諸外国における社会保障制度の動向に関す
る情報を入手することができ、また、人材育成
が行われ、諸外国との社会保障についての協定
の締結に伴う事務の連絡調整業務の円滑な実施
に寄与していると考えている。

別表第一

年度	用 務	目 的	行 程		参加人数	官 職	費 用	財 源
			用務地	期 間				
平成十三年 度	諸外国における社会保険制度の実情に関する情報収集を行うための国際社会保険協会本部事務局への出張	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じて専門知識の取得	ジュネーブ	平成13年4月10日 ～平成14年3月31日 平成13年4月10日 ～平成14年3月19日	2名	社会保険庁総務部総務課主査 社会保険庁総務部総務課係員	7,612,560円	保険料
	第81回国際社会保険協会役員会議等への出席	国際社会保険協会の平成11年度から平成13年度までの事業計画及び予算の見直し、平成12年度決算の審議並びに平成14年度から平成16年度までの事業計画及び予算案の策定等	ジュネーブ	平成13年4月24日 ～平成13年5月11日	1名	社会保険庁総務部総務課長	717,500円	
	第27回国際社会保険協会総会等への出席及びグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国内国歳入庁等との意見交換等	①国際社会保険協会の平成14年度から平成16年度までの事業計画及び予算の決定並びに社会保険制度に関する情報収集及び意見交換 ②グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国が実施した組織改革についての情報収集及び意見交換	ストックホルム ニューカッスル	平成13年9月12日 ～平成13年9月21日	3名	社会保険庁長官 社会保険庁総務部総務課課長補佐 社会保険庁総務部総務課国際調整専門官	2,744,700円	
	重要政策研究課程	各府省の幹部職員を対象に政府の重要政策等の内容につき深く考究し、重要政策に対する認識を共有させ、施策の統一性、総合性を確保するため実施	ハーグ コペンハーゲン ワルシャワ	平成13年10月17日 ～平成13年10月26日	1名	社会保険庁社会保険業務センター総務部長	385,140円	
	日独社会保険技術交換プログラム及び国際社会保険協会ヨーロッパ地域会議への出席	①ドイツ連邦共和国における年金制度改正による影響等に関する情報収集及び意見交換 ②社会保障に影響を与える労働社会の変化等に関する情報収集及び意見交換	ベルリン ドレスデン	平成13年11月15日 ～平成13年11月25日	2名	社会保険庁社会保険大学校長 社会保険庁総務部総務課人事調整官	1,393,630円	
	年金制度に関するベルギー共和国との意見交換等	日白社会保険協定（仮称）の締結に向けた両国の年金制度についての相互理解を深めるための情報・意見交換等	ブリュッセル	平成13年11月19日 ～平成13年11月23日	2名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室長 社会保険庁運営部年金保険課年金調整室長補佐	1,298,630円	
	第1回日韓社会保険協定（仮称）予備協議	日韓社会保険協定（仮称）の締結に向けた協定の内容、考え方等に関する意見交換等	ソウル	平成13年12月17日 ～平成13年12月22日	2名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室長 社会保険庁運営部年金保険課年金調整室長補佐	431,750円	
	フランス共和国における社会保険事務に関する実務調査	日仏社会保険協定（仮称）政府間交渉に向けた年金実務等に関する調査	パリ	平成14年1月16日 ～平成14年1月24日	4名	社会保険庁社会保険業務センター総務部長 社会保険庁社会保険業務センター副所長 社会保険庁社会保険業務センター総務部企画調整課管理係長	2,348,110円	

() ()

年度	用 務	目 的	行 程		参加 人数	官 職	費 用	財 源
			用務地	期 間				
平成十三年度	第2回日米社会保障協定（仮称）政府間交渉	日米社会保障協定（仮称）の締結に向けた協定条文案に関する協議	ポルチモア	平成14年2月23日 ～平成14年3月3日	2名	社会保障庁運営部年金保険課年金調整室長 社会保障庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	1,415,500円	国庫
	日英社会保障協定及び日英社会保障協定に係る相手国実施機関との意見交換等	制度改正等による協定事務の見直し及び変更を両国年金保険者と調整するための意見交換等	ヘルリン ボーン ニューカッスル	平成14年2月26日 ～平成14年3月7日	4名	社会保障庁運営部年金保険課長 社会保障庁運営部年金保険課年金調整室主査 社会保障庁社会保険業務センター総務部企画調整課長 社会保障庁社会保険業務センター業務部業務渉外課国際年金通算業務係長	3,086,775円	保険料
	開発途上国専門家研修修研事業（社会福祉・社会保険分野）に係る調査団の派遣	国際厚生事業団が実施する開発途上国専門家研修事業の研究	北京 ウランバートル	平成14年2月27日 ～平成14年3月6日	1名	社会保障庁運営部年金保険課年金保険管理班長	356,900円	国庫
	電子政府システムの開発及び運用に係る調査	電子政府の構築に向けた汎用受付システムの開発及び運用の実施に関する情報収集	ロンドン オスロ	平成14年3月10日 ～平成14年3月17日	2名	社会保障庁社会保険業務センター情報管理部システム開発第2課課長補佐 社会保障庁運営部企画課計画調整専門官	828,845円	保険料
	アメリカ合衆国における年金個人情報提供等に関する実態調査	アメリカ合衆国における年金個人情報提供・管理等に関する実態調査	ホルチモア ニューヨーク	平成14年3月17日 ～平成14年3月23日	3名	社会保障庁社会保険業務センター中央年金相談室相談管理課長 社会保障庁社会保険業務センター総務部企画調整課業務企画調整官 社会保障庁運営部企画課計画調整班第1係長	2,161,400円	保険料
平成十四年度	諸外国における社会保障制度の実情に関する情報収集を行うための国際社会保障協会本部事務局への出張	諸外国における社会保障制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	ジュネーブ	平成14年4月3日 ～平成15年3月20日 平成14年4月10日 ～平成15年3月28日	2名	社会保障庁総務部総務課主査 社会保障庁総務部総務課係員	7,660,080円	保険料
	第84回国際社会保障協会役員会議への出席	国際社会保障協会の平成11年度から平成13年度までの決算並びに平成14年度から平成16年度までの事業計画及び予算案の審議等	ジュネーブ	平成14年4月16日 ～平成14年4月21日	2名	社会保障庁総務部総務課長 社会保障庁総務部総務課人事専門官	1,659,535円	保険料
	タイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト事前詳細調査団への派遣	国際協力事業団が実施するタイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクトに関する事前調査	バンコク	平成14年8月4日 ～平成14年8月10日	2名	社会保障庁運営部医療保険課課長補佐 社会保障庁運営部医療保険課健康保険管理班長	398,317円 421,052円	国庫※

年度	用 務	目 的	行 程		官 職	費 用	財 源
			用務地	期 間	参加人数		
平成十四年度	第1回日仏社会保障協定(仮称)政府間交渉	日仏社会保障協定(仮称)の草案等に関する質疑・意見交換	パリ	平成14年9月7日 ～平成14年9月15日	1名 2名	社会保障庁運営部年金保険課年金調整室室長補佐 社会保障庁運営部年金保険課年金調整室室長 社会保障庁運営部年金保険課年金調整室通算調整専門官	保険料 国庫
	国際社会保障協会アジア・太平洋社会保障機関幹部会議への出席	日本の年金制度についての発表、各国における現状の聴取、意見交換等	イスタンブール	平成14年9月23日 ～平成14年9月29日	1名	社会保障庁運営部企画課長	1,102,080円
	第85回国際社会保障協会役員会議等への出席	国際社会保障協会における平成14年1月以降の活動内容及び今後の財源確保手段の審議等	ブリュッセル ブリュッセル ジュネーヴ	平成14年10月11日 ～平成14年10月6日 平成14年10月11日 ～平成14年10月8日	1名 2名	社会保障庁総務部総務課課長 社会保障庁総務部総務課係員	1,796,680円
	タイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト短期派遣専門家の派遣	国際協力事業団が進めるタイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクトにおいて、効率的なシステム構築に関するタイ王国保健省及び実施機関との協議	バンコク プー	平成14年11月10日 ～平成14年11月23日	1名	社会保障庁社会保障業務センター情報管理部管理課課長補佐	643,719円
	日独社会保障協定に係る相手国実施機関との事務協議	受給資格の確認方法、相談体制の整備状況、諸外国との協定実施状況等の実務上の問題等に関する協議	ボン フランクフルト	平成14年11月6日 ～平成14年11月13日	4名	社会保障庁運営部年金保険課年金調整室室長 社会保障庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官 社会保障庁社会保障業務センター総務部企画調整課国際年金業務企画専門官 社会保障庁社会保障業務センター業務部業務渉外課国際年金通算業務係員	2,298,085円
	ベルギー共和国における社会保障事務に関する実務調査	日独社会保障協定(仮称)予備協議に向けたベルギー共和国における社会保障制度の運用実態の調査	ブリュッセル	平成14年12月8日 ～平成14年12月14日	2名	社会保障庁運営部年金保険課年金調整室室長 社会保障庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	1,719,175円
	開発途上国専門家研修評価事業(社会福祉・社会保障分野)に係る調査団の派遣	国際厚生事業団が実施する開発途上国専門家研修事業の研究	ブノンベン ヴィエンチャン	平成15年2月23日 ～平成15年3月2日	1名	社会保障庁運営部年金保険課財政専門官	260,100円
	タイ国医療保険制度構築支援プロジェクトに関する協議への出席	国際協力事業団が進めるタイ国医療保険制度構築支援プロジェクトの実施に先立ち、効率的な事務処理方法やシステム構築について、タイ王国保健省との協議及び主な支援対象事業の現場施設を視察	バンコク	平成15年3月1日 ～平成15年3月5日	2名	社会保障庁社会保障業務センター所長 社会保障庁総務部総務課総合調整班班長	752,395円
	第1回日韓社会保障協定(仮称)政府間交渉	日韓社会保障協定(仮称)の草案等に関する質疑・意見交換	ソウル	平成15年3月10日 ～平成15年3月15日	1名	社会保障庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官 社会保障庁社会保障業務センター総務部長 社会保障庁社会保障業務センター総務部企画調整課課長	187,100円
	年金制度におけるポイント制、年金個人情報提供の実務等調査	スウェーデン王国等の年金制度に係るポイント制、年金個人情報提供等の事務に関する調査	ストックホルム ヘルシン	平成15年3月12日 ～平成15年3月20日	3名	社会保障庁運営部企画調整係員	2,748,547円 保険料

年度	用 務	目 的	行 程		参加 人数	官 職	費 用	財 源
			用務地	期 間				
平成十五年度	諸外国における社会保険制度の実情に関する情報収集を行うための国際社会保険協会本部事務局への出張	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	ジュネーヴ	平成15年4月4日 ～平成16年3月26日	2名	社会保険庁総務部総務課主査 社会保険庁総務部総務課主査	8,195,880円	保険料
	第1回日白社会保険協定(仮称)予備協議	日白社会保険協定(仮称)の締結に向けたベルギー共和国側草案等に関する意見交換等	ブリュッセル	平成15年4月7日 ～平成15年4月12日	1名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	635,980円	保険料
	第86回国際社会保険協会役員会議への出席	国際社会保険協会の平成14年度決算の審議、平成14年度から平成16年度までの事業計画及び予算の見直し並びに国際社会保険協会の運営見直しに関する検討等	ジュネーヴ	平成15年5月6日 ～平成15年5月11日	1名	社会保険庁総務部総務課長	862,200円	
	日蘭社会保険協定及び第3回日独保険者間協議	オランダ王国国外居住者への年金支給を制限する法律の施行に伴う日本居住者の給付継続を目的とした、手続機関間協力協定の締結に向けた協議並びに日独社会保険協定に係る適用事務及び給付事務の処理等に関する協議	ハーグ ハンブルク	平成15年5月14日 ～平成15年5月24日	5名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室 社会保険庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官 社会保険庁社会保険業務センター総務部企画調整課国際年金業務企画専門官 社会保険庁社会保険業務センター業務部業務渉外課国際年金通算業務係長	3,310,645円	保険料
	アメリカ合衆国における社会保険事務に関する実務調査	日米保険者間協議の事前打合せ及びアメリカ合衆国における年金制度の運用実務に関する調査	ボルチモア ワシントン	平成15年10月5日 ～平成15年10月11日	4名	社会保険庁運営部年金保険課長 社会保険庁運営部年金保険課年金調整室室長補佐 社会保険庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	2,488,390円	
	第3回日韓社会保険協定(仮称)政府間交渉	日韓社会保険協定(仮称)の草案等に関する質疑・意見交換	済州	平成15年10月6日 ～平成15年10月8日	2名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室室長 社会保険庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	369,950円	国庫
	第87回国際社会保険協会役員会議への出席及びドイツ連邦共和国保健社会省との協議	①国際社会保険協会における平成17年度から平成19年度までの事業計画及び予算の審議並びに国際社会保険協会の運営見直しに関する検討等 ②日独社会保険技術交換プログラムの運営方法の見直しに関する協議	ジュネーヴ ヘルシン	平成15年10月21日 ～平成15年10月29日	3名	社会保険庁総務部総務課長 社会保険庁総務部総務課総合調整班長 社会保険庁総務部総務課係員	1,730,990円	

年度	用 務	目 的	行 程		参加 人数	官 職	費 用	財 源
			用務地	期 間				
平成十五年	在加経済団体との会合及び社会保険実施機関等との情報・意見交換会	日加社会保険協定（仮称）の締結に向けた現地経済団体との会合、カナダ実施機関等との意見交換等	トロント オタワ	平成15年10月27日 ～平成15年11月11日	1名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	694,720円	国庫
	第3回日仏社会保険協定（仮称）政府間交渉	日仏社会保険協定（仮称）の草案等に関する質疑・意見交換	パリ	平成15年11月11日 ～平成15年11月15日	1名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室国際年金通算調整専門官	667,870円	
	タイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト短期派遣専門家の派遣	国際協力機構が進めるタイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクトの実施	バンコク プレー	平成15年11月30日 ～平成15年12月13日	1名	社会保険庁運営部医療保険課健康保険管理班長	558,772円	国庫※
	オーストラリア連邦における社会保険実施機関との情報・意見交換会及び在宅経済団体との会合	日豪社会保険協定（仮称）の締結に向けた現地経済団体との会合、オーストラリア連邦当局との意見交換等	シドニー キャンペン メルボルン	平成16年1月12日 ～平成16年1月17日	1名	社会保険庁運営部年金保険課年金調整室長	714,100円	
	国際社会保険協会戦略委員会議への出席	国際社会保険協会における平成17年度から平成19年度までの事業計画及び修正予算案についての審議並びに国際社会保険協会の運営の見直しに関する検討等	ブリュッセル	平成16年2月10日 ～平成16年2月15日	1名	社会保険庁総務部総務課長	794,800円	保険料
	タイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト短期派遣専門家の派遣	国際協力機構が進めるタイ国公的医療保険情報制度構築支援プロジェクトの実施	バンコク プレー	平成16年2月22日 ～平成16年3月6日	1名	社会保険庁社会保険業務センター情報管理部システム開発第1課課長補佐	558,972円	
	開発途上国専門家研修師事業（社会福祉・社会保険分野）に係る調査団の派遣	国際厚生事業団が実施する開発途上国専門家研修師事業の研究	バンコク	平成16年2月22日 ～平成16年2月28日	1名	社会保険庁運営部年金保険課年金保険管理班長	244,720円	国庫

（注）※印については、国際協力事業団（平成15年10月以降は独立行政法人国際協力機構）が費用を負担している。

別表第二

社会保険庁での官職	給与（俸給・諸手当）	財源
社会保険庁総務部総務課主査	俸給、調整手当、期末手当、勤勉手当	国庫
社会保険庁総務部総務課係員	俸給、調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当	国庫

平成十六年六月二日提出
質問 第一三四号

厚生年金の空洞化に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

厚生年金の空洞化に関する質問主意書

国民年金だけでなく厚生年金も、長引いた不況の影響などにより空洞化が心配されている。このことは、わが国の公的年金制度の維持、発展にとつてゆゆしき問題であると考え、
従つて、次の事項について質問する。

一 厚生年金の空洞化の現状について

(1) 本来なら厚生年金に加入しなければならぬ事業所で、社会保険庁に届出を行なっていない事業所数ならびに届出はしているが保険料が未納になっている事業所数と、これらが本来納入すべき保険料額はどれほどになるのかについて答弁されたい。

(2) (1)をふまえて、厚生年金の空洞化率はどれほどなのか。そして、その理由としてどのようなことが考えられるか。また、厚生年金保険料の未納及び未加入事務所に対する徴収対策として、どのような施策を行なっているのかについてもあわせて答弁されたい。

(3) (2)の徴収対策の実績について答弁されたい。
右質問する。

内閣衆質一五九第一三四号

平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細田 博之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中根康浩君提出厚生年金の空洞化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出厚生年金の空洞化に関する質問に対する答弁書

一 (1)から(3)までについて
厚生年金保険を適用すべき事業所であつて厚生年金保険の適用事業所(以下「適用事業所」という。)となっていない事業所(以下「未適用事業所」という。)の総数については、把握していない。

お尋ねの「厚生年金の空洞化率」とは、厚生年金保険を適用すべき事業所のうち未適用事業所の占める割合であると考え、未適用事業所の総数を把握していないことから、「厚生年金の空洞化率」及び「その理由」並びに未適用事業所が仮に適用事業所であつたとしたならば納付すべきであつた厚生年金保険の保険料(以下「保険料」という。)の総額についてお答えすることは困難である。

未適用事業所に対する厚生年金保険の適用を促進するための対策としては、法人登記簿の閲覧、労働保険の適用事業所に係る情報の活用等によつて未適用事業所であると疑われる事業所を把握した上で、地方社会保険事務局長の委託による社会保険労務士の巡回説明等を行い、さらに、社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ。)の職員による巡回指導を行っている。

適用事業所が滞納している保険料(以下「滞納保険料」という。)について、平成十四年三月から平成十五年二月までの月分の保険料(以下「平

成十四年度の現年度保険料」という。)のうち、平成十四年度の出納整理期限までに納付されなかったものの総額は、約千四百五十八億円であるが、当該総額に係る適用事業所の数については、これを直ちに把握できるような形でデータを保有しておらず、お示しすることが困難である。なお、社会保険庁においては、平成十四年度に、社会保険業務センターで管理する保険料の納付記録を用いて、平成十四年五月末日時点において、平成十四年三月以前の月分の保険料の全部又は一部を滞納している事業所の数を特別に集計したことがあるが、かかる事業所の数は約十四万事業所であつた。

滞納保険料の納付を促進するための対策としては、口座振替による保険料の納付の促進、社会保険事務所による厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の規定に基づく滞納処分の実施等を行つてきているところである。特に、滞納処分の実施については、全国の地方社会保険事務局及び社会保険事務所に対する滞納処分に関する手引書の配付、地方社会保険事務局に対する社会保険庁本庁内部部局の職員による滞納処分の手法の指導等の対策を講じているところであり、平成十四年度においては、全国の社会保険事務所において延べ二百四百六十七件の滞納処分を実施したところである。

これらの対策等により、全国の社会保険事務所における平成十四年度の現年度保険料の収納率は、約九十九・三パーセントとなつており、平成十三年度と比較して、約〇・一パーセント上昇している。

平成十六年六月四日提出
質問 第一三八号

歯科医師の診療報酬に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

歯科医師の診療報酬に関する質問主意書

歯科医師の診療報酬をめぐる贈収賄事件で逮捕者が続出した。そこで以下お尋ねする。

一 歯科医師の診療報酬等に関連して、不適当な形で議論され、出された決定や改定として、どの点が挙げられるか。

二 かかりつけ歯科医初診料に関連した決定とはどのようなものだったか。

三 二の決定によって歯科医師は全国合計でいくらの増収になったか。

四 一や二の決定は白紙にして、再度議論をすべきと考えるがいかがか。

五 今回の事件を受けて、診療報酬を議論・決定する仕組みをどのようにいつまでに変えるか。右質問する。

内閣衆質一五九第一三八号

平成十六年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 細 田 博 之

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出歯科医師の診療報酬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出歯科医師の診療報酬に関する質問に対する答弁書

一及び四について

御指摘の事件の状況や経緯については、現在調査中であるが、中央社会保険医療協議会の審

議は二十人の委員により原則公開で行われており、現時点において、同協議会の答申及び歯科診療報酬改定の内容が不適当なものであったとは考えていない。

二について

かかりつけ歯科医初診料は、歯科医師が常時一名以上配置されていること等の一定の要件を満たす保険医療機関において、通常の初診に係る行為に加えて、患者の同意を得て、治療内容、治療期間等に関する治療計画を策定し、スタディモデル(石膏歯型)又は口腔内写真を用いて患者に説明した上で、文書により情報提供を行う等患者への継続的な歯科医学的管理を行った場合に二百七十点を算定できるものとして、平成十二年度の診療報酬改定において設定されたものである。平成十四年度の診療報酬改定においては、歯科医師が患者の説明に用いるものとしてスタディモデル又は口腔内写真だけでなく病態模型等の「これらに準ずるもの」を追加し、また、平成十六年度の診療報酬改定においては、二百七十点から二百七十四点に診療報酬点数を引き上げている。

三について

お尋ねの点については、かかりつけ歯科医初診料を請求した場合、歯科初診料を請求することが認められないことなどがあるため、かかりつけ歯科医初診料による収入の増加をもって歯科医師の収入の増加であるとは一概に言えないが、厚生労働省が行った「社会医療診療行為別調査」を基に推計した全国のかかりつけ歯科医初診料の合計は、平成十二年度は百六十億円、平成十三年度は二百十億円、平成十四年度は千七十億円である。なお、平成十四年度は前年度

と比較して八百六十億円の大幅な増加をみているが、平成十四年度の診療報酬改定において、歯科診療報酬全体ではマイナス・三パーセントの改定を行っており、かかりつけ歯科医初診料を含めた歯科医療費全体では九十八億円減少しているところである。

五について

診療報酬改定の仕組みの見直しについては、今後、関係者の御意見も聴きながら、その時期も含め必要な検討を進めたいと考えている。

(答弁通知書受領)

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員計屋圭宏君提出世界自然遺産屋久島の自然環境保護に関する質問に対して、質問事項について検討する

必要がある、これに日時を要するため、平成十六年七月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員井上和雄君提出イラクにおける陸上自衛隊第一次支援群

の人道復興支援活動の内容及びその実績に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年七月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員前田雄吉君提出フイリピンミンダナオ石炭火力発電事業と環境社会配慮確認のための国際協力銀行

ガイドラインの適用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年六月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出欠陥自動車等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年六月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国が契約後に追加料金を支払った案件に関する質問に対して、質問事項について検討する

必要がある、これに日時を要するため、平成十六年十一月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出分割発注等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年十一月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出回転扉等による事故に関する質問に対し

て、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年十一月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出年金等に関する再質問に対して、質問事項

について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十六年七月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

独立行政法人医薬基盤研究所法案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

独立行政法人医薬基盤研究所法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条—第十四条)
- 第三章 業務等(第十五条—第十七条)
- 第四章 財務及び会計(第十八条—第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条—第二十三条)
- 第六章 罰則(第二十三条—第二十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人医薬基盤研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人医薬基盤研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人医薬基盤研究所(以下「研究所」という。)は、医薬品技術及び医療用具等技術に関し、医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる

共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療用具等技術の向上のための基盤の整備を図り、もつて国民保健の向上に資することを目的とする。

(定義)

第四条 この法律において「医薬品」とは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

2 この法律において「医療用具」とは、薬事法第二条第四項に規定する医療用具であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

3 この法律において「医薬品技術」とは、医薬品の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであつて、その品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものをいう。

4 この法律において「医療用具等技術」とは、医療用具その他の人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用すること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物(以下「医療用具等」という。)の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであつて、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの(医薬品技術を除く。)をいう。

5 この法律において「希少疾病用医薬品」とは、

薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医薬品をいう。

6 この法律において「希少疾病用医療用具」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医療用具をいう。

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項及び第三項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九

条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいづれかに該当する者を除く。)は、理事又は監事となることができる。

第十一条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいづれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人医薬基盤研究所法第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法第十条及び第十一条」とする。

(秘密保持義務)

第十三条 研究所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十四条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療用具等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

ロ 基礎的研究(イに掲げるものを除く。)を他に委託して行い、その成果を普及すること。

ハ 試験研究を政府等(政府及び独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))をいう。二において同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(ロに掲げるものを除く。)

ニ 政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ホ 海外から研究者を招へいすること。
ヘ 情報を収集し、整理し、及び提供すること。

ト 調査すること。

二 希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと(厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第二号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬基盤研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関する試験研究

を行った者又はその承継人(以下この条において「試験研究実施者等」という。)から、当該希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。

第四章 財務及び会計

(区分経理)

第十八条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十九条 研究所は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(主務大臣等)

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、研究所の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十二條 研究所の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十三條 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条、第十三条及び第十六条の規定 平成十七年四月一日

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局

又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員と

しての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 研究所は、研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き研究所の職員となつた者のうち研究所の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により研究所の職員となつた者であつて、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつ

たものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置)

第六条 研究所の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。)及びその所管する独立行政法人の職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「厚生労働省共済組合」という。)の組合員である職員(同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究所の成立の日において研究所の役員又は職員(職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第二十二條の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由がある)と厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出

をその期限内に行うことなく死亡した場合に
は、その申出は、当該役職員の遺族(国家公務
員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺
族に相当する者に限る。)がすることができ
る。

3 研究所の成立の日の前日において厚生労働省
共済組合の組合員である職員(同日において附
則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関
で政令で定めるものに属する者に限る。)が研究
所の成立の日において役職員となる場合であつ
て、かつ、第一項又は前項の規定による申出を
行わなかった場合には、当該役職員は、研究所
の成立の日の前日に退職(国家公務員共済組
合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。
)したものとなす。
(研究所の職員となる者の職員団体についての
経過措置)

第七条 研究所の成立の際現に存する国家公務員
法第八十八条の二第一項に規定する職員団体で
あつて、その構成員の過半数が附則第二条の規
定により研究所に引き継がれる職員であるもの
は、研究所の成立の際労働組合法(昭和二十四
年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合
となるものとする。この場合において、当該職
員団体が法人であるときは、法人である労働組
合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつ
たものは、研究所の成立の日から起算して六十
日を経過する日までに、労働組合法第二条及び
第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会
の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在
地において登記しなければ、その日の経過によ
り解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものに
ついては、研究所の成立の日から起算して六十
日を経過する日までは、労働組合法第二条た
だし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適
用しない。
(国の権利義務の承継等)

第八条 研究所の成立の際、第十五条第一号イに
掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、現
に国が有する権利及び義務のうち政令で定める
ものは、研究所の成立の時にいて研究所が承
継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及
び義務を承継したときは、その承継の際、承継
される権利に係る土地、建物その他の財産で政
令で定めるものの価額の合計額に相当する金額
は、政府から研究所に対し出資されたものとす
る。

3 前項の規定により政府から出資があつたもの
とされる同項の財産の価額は、研究所の成立の
日現在における時価を基準として評価委員が評
価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項
は、政令で定める。
(非課税)

第九条 前条第一項の規定により研究所が権利を
承継する場合における当該承継に係る不動産又
は自動車取得税に對しては、不動産取得税又は
自動車取得税を課することができない。
(国有財産の無償使用)

第十条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条
に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で
定めるものに属する者の住居の用に供されてい

る国有財産であつて政令で定めるものを、政令
で定めるところにより、研究所の用に供するた
め、研究所に無償で使用させることができる。
(独立行政法人医薬品医療機器総合機構の権利
義務の承継等)

第十一条 研究所の成立の際、附則第十六条の規
定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器
総合機構法(平成十四年法律第九十二号。以
下「旧機構法」という。)第十五条第一項第三号及
び第四号並びに附則第十八条第一項から第三項
までに掲げる業務に関し、現に独立行政法人医
薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)が
有する権利及び義務は、研究所の成立の時に
いて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が機構の権利及び義
務を承継したときは、旧機構法第二十九条第一
項第三号に掲げる業務に係る勘定において研究
所の成立の日の前日までに政府から機構に對し
て出資された額は、その承継に際し政府から研
究所に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な
資金に充てるべきものとして出資されたものと
する。

3 第一項の規定により研究所が機構の権利及び
義務を承継したときは、その承継の際旧機構法
第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘
定から承継する資産の価額から負債の金額を差
し引いた額は、政府から研究所に、第十五条第
一号ロ及び第二号に掲げる業務並びにこれらに
附帯する業務に必要な資金に充てるべきものと
して出資されたものとする。

4 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項
の資産の価額について準用する。

5 第一項の規定により研究所が機構の権利及び
義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条
第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定
において研究所の成立の日の前日までに政府か
ら機構に對して出資された額(次項の規定によ
り出資されたものとされた額を含み、同項の規
定により出資がなかつたものとされた額を除
く。)は、その承継に際し政府から研究所に、次
条第一項から第三項までに規定する業務(以下
「承継業務」という。)に必要な資金に充てるべ
きものとして出資されたものとする。

6 機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定に
より承継した株式を処分した場合において、当
該株式の処分により生じた収入の総額が当該株
式の取得に要した費用の総額を超えるときはそ
の差額に相当する額については研究所の成立の
日の前日において、政令で定めるところによ
り、機構に對し政府から出資されたものとし、
当該株式の処分により生じた収入の総額が当該
株式の取得に要した費用の総額を下回るときは
その差額に相当する額については研究所の成立
の日の前日において、政令で定めるところによ
り、機構に對する政府の出資はなかつたものと
する。

7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の
権利及び義務を承継したときは、その承継の
際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を
減少するものとする。

一 第二項及び第五項の規定により研究所に對
して出資されたものとされた額
二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる
業務に係る勘定において研究所の成立の日の

前日までに政府から機構に対して出資された額

(承継業務等)

第十二条 研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継した株式であつて、前条第一項の規定により機構から承継したものの処分の業務を行う。

2 研究所は、第十五条及び前項に規定する業務のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権(旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継したもの)の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 研究所は、承継業務については、特別の勘定(以下「承継勘定」という。)を設けて経理しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項、第三項及び第五項」と、第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定とする。」

勘定とする。

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号八からトまでに掲げる業務とみなす。

第十三条 研究所は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 研究所は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本の額により資本金を減少するものとする。(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(事業法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 事業法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち事業法第八十三条第一項の改正規定中「第十三条の二第一項第一号」を「第十三条の三第一項第一号」に改める。

附則第二十五条の二の次の一条を加える。

第二十五条の三 独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に、「医療用具等並びに」を「医療機器等並びに」に改める。

並びに」に改める。

第四条第二項中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条第四項中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に、「医療用具」を「医療機器」に、「医療用具等」を「医療機器等」に改め、同条第五項中「第二条第八項」を「第二条第十四項」に改め、同条第六項中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に、「第二条第八項」を「第二条第十四項」に改める。

第十五条第一号中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に改め、同号イ中「医療用具等並びに」を「医療機器等並びに」に改め、同条第二号中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

第十七条中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第十六条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。

第三条中「国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに」を削る。

第四条第十項から第十三項までを削る。

第六条を次のように改める。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、その設立に際し、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第十三条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額のうち第十五条第一項第五号及び同条第二項に掲げる業務(以下「審査等

業務」という。)に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものの合計額とする。

第十五条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第十五条第一項第五号ハ中「第三号へ及びこの号」を削り、「掲げる業務」の下に「及び厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するもの」を加える。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十九條第一項第四号及び第五号を削る。

第三十條第一項中「第二十九條第一項第四号及び第五号」を「第二十九條第一項第三号」に改め、「それぞれの」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

附則第十五条第五項及び第十七条第三項中「第三十一條第六項及び第七項」を「第三十一條第四項及び第五項」に改める。

附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

平成十六年六月十五日 衆議院會議録第四十一号

独立行政法人医薬基盤研究所法案及び同報告書

結核予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

三四

六条の二に改める。

附則第七十六條の次に次の一条を加える。

(独立行政法人医薬基盤研究所法の一部改正)
第七十六條の二 独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

附則第六條第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「(昭和三十三年法律第二百二十八号)」を加え、「第二十二條の規定にかかわらず同法の規定の適用については」を削る。

独立行政法人医薬基盤研究所法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最先端のゲノム科学を活用し、医薬品等の開発に係る基盤研究等を行う組織を整備するとともに、医薬品等に対する規制と振興の分離の観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う研究開発振興業務の移管先として、独立行政法人医薬基盤研究所を設置し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法人の名称を独立行政法人医薬基盤研究所(以下「研究所」という。)とし、医薬品技術及び医療用具等技術の向上のための基盤整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とすること。

2 研究所は、医薬品及び医療用具等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究を行うほか、基礎的研究

及び試験研究を委託して行い、その成果を普及すること、政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすることの業務を行うほか、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、指導及び助言を行うこと等の業務を行うものとする。

3 研究所の主たる事務所を大阪府に置くものとする。また、その資本金は、全額政府出資とし、その額は、研究所が国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継する資産等の額とすること。

4 研究所に役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くことができるものとし、その任期及び職務権限等の規定を設けること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

最先端のゲノム科学を活用し、医薬品等の開発に係る基盤研究等を行う組織を整備するとともに、医薬品等に対する規制と振興の分離の観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う研究開発振興業務の移管先として、独立行政法人医薬基盤研究所を設置し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年六月十一日

厚生労働委員長 衛藤 晟一
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

独立行政法人医薬基盤研究所法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 ヒトゲノム研究、プロテオーム研究などの基盤研究や遺伝子治療、テラーメイド治療等最先端の医療技術の開発について、世界最高レベルの水準を目標とし、国家プロジェクトとして、国内の諸機関の連携のもと、戦略的かつ重点的に進める体制を構築するとともに、研究推進のために必要な措置を講じよう努めること。

二 研究の実施に当たっては、医薬基盤研究所に移管・統合される各機能の有機的・一体的な運営に努めるとともに、民間企業、大学、他の研究機関との「産学官の連携」を積極的に推進すること。また、研究成果の十分な活用・普及を図るため、知的財産権の取り扱いの明確化や情報管理の徹底を図ること。

三 医薬基盤研究所の役員の選任に当たっては、研究所に期待されている機能・役割を責任を持って遂行できるように当該分野に造詣の深い有意な人材を幅広く起用する等十分配慮すること。

四 患者数が少なく、研究開発投資の回収が困難である希少疾病用医薬品等の研究開発支援の充実強化を図ること。

結核予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十六年四月二十三日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 河野 洋平殿

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第三条)」を「第一章 総則(第一条―第三条の二)」第一章の二 基本指針等(第三条の三・第三条の四)に、「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に、「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じた結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、分析及び提供、結核に関する研究の推進、結核菌の検査能力の向上並びに結核の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、結核患者の人権の保護に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めるとともに、相互に連携を図ら

なければならない。

3 国は、結核に関する情報の収集及び研究並びに結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進並びに結核菌の検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人權が損なわれることがないようにしなければならない。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

(医師等の責務)

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識し、適正な医療を行うよう努めなければならない。

2 病院、診療所、老人福祉施設、矯正施設その他の施設の開設者及び管理者は、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一章の次に次の一章を加える。

(基本指針)

第三条の三 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 結核の予防の推進の基本的な方向
- 二 結核の予防のための施策に関する事項
- 三 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 四 結核に関する研究の推進に関する事項
- 五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 六 結核の予防に関する人材の養成に関する事項
- 七 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人權の配慮に関する事項
- 八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(予防計画)

第三条の四 都道府県は、基本指針に即して、結核の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条において「予防計画」という。)を定めなければならない。

- 2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する事項
- 二 地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 三 結核に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する重要事項
- 4 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

策に関する事項

- 2 地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 三 結核に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する重要事項
- 4 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

かつていのかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者(親権を行う者又は後見人)をいう。以下同じ。に)に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができ。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

6 都道府県は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

四項中「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して」を削り、同項を同条とする。

第十四条中「第五条各号に掲げる者について」及び「ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対しては」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条中「第十三条各項」を「第十三条」に改める。

第十七条を次のように改める。

(予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条の予防接種の対象者は、同条の規定により行われる予防接種(同条の規定により指定された期日又は期間満了前三月以内に市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準(次項において「予防接種基準」という。)に適合するものを含む。)を受けるよう努めなければならない。

2 第十四条の規定により予防接種の対象者として指定された者は、同条の規定により行われる予防接種(同条の規定により指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。)を受けるよう努めなければならない。

第十九条の見出し中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同条中「ツベルクリン反応検査又は」を削る。

第二十一条中「ツベルクリン反応検査及び」を削る。

第二十一条の二第一項中「第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項」を「第十七条」に改める。

第二十五条中「訪問させ」の下に「処方された薬剤を確実に服用することその他」を加える。

第二十六条中「(親権を行う者又は後見人を行う。以下同じ。)」を削り、「に対して、」の下に「処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び」を加え、「隔離」を削る。

第二十八条第二項中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改める。

第三十条中「患者の隔離を削る。」

第三十四条第三項中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 結核の診査に関する協議会

第四十八条の見出しを「(結核の診査に関する協議会)」に改め、同条第一項中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)」に改め、同条第二項中「結核診査協議会」を「協議会」に改める。

第四十九条第一項中「結核診査協議会」を「協議会」に、「五人」を「三人以上」に改め、同条第二項中「関係行政庁の職員及び」を削り、「従事する者」の下に「及び医療以外の学識経験を有する者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

第四十九条第三項から第五項までを削る。

第五十条を次のように改める。

(条例への委任)

第五十条 この法律に規定するもののほか、協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第五十一条第三号を削り、同条第四号中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「(行なう)」を「行う」に改め、同条中同号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十二条第三号を削り、同条第四号中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同条中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十四条中「次に掲げる」を「第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する」に改め、各号を削る。

第五十五条中「次に掲げる」を「第四条第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する」に改め、各号を削る。

第五十五条の二中「第五十二条第五号」を「第五十二条第四号」に改める。

第五十六条中「次に掲げる」を「第五十五条」に改め、各号を削る。

第五十六条の二第一項第一号中「第五十一条第九号」を「第五十一条第八号」に改め、同項第二号中「第五十一条第十号」を「第五十一条第九号」に改める。

第五十七条第二号中「第四号から第八号まで及び第十号」を「から第七号まで及び第九号」に改める。

第六十二条中「ツベルクリン反応検査」を削り、「結核診査協議会」を「協議会」に、「欠陥」を「障害」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第六十三条中「十万円」を「五十万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削る。

第六十三条の二を削る。

第六十四条第二項中「ツベルクリン反応検査(第四号第一項及び第三項並びに第五条に規定する健康診断において行われるものを除く。以下この項において同じ。又は「及びツベルクリン反応検査又は」を削る。

第六十五条第一項中「第十三条第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同条第一項若しくは第二項の規定による予防接種」及び「ツベルクリン反応検査又は予防接種」を削り、同条第二項を削る。

第六十六条第四項中「ツベルクリン反応検査」を削る。

第六十七条中「第十四条」の下に「第十七条第二項」を加え、「第四号及び第六号、第六十三条第四号」を「第三号及び第五号、第六十三条第三号」に、「第三十七条第二項」を「第三十七条」に、「及び第四号から第十号」を「から第九号」に改める。

本則に次の一条を加える。

(経過措置)

第七十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削る。

第六十三條の二を削る。

第六十四條第二項中「ツベルクリン反応検査(第四號第一項及び第三項並びに第五條に規定する健康診断において行われるものを除く。以下この項において同じ。又は「及びツベルクリン反応検査又は」を削る。

第六十五條第一項中「第十三條第二項の規定によるツベルクリン反応検査又は同條第一項若しくは第二項の規定による予防接種」及び「ツベルクリン反応検査又は予防接種」を削り、同條第二項を削る。

第六十六條第四項中「ツベルクリン反応検査」を削る。

第六十七條中「第十四條」の下に「第十七條第二項」を加え、「第四號及び第六號、第六十三條第四號」を「第三號及び第五號、第六十三條第三號」に、「第三十七條第二項」を「第三十七條」に、「及び第四號から第十號」を「から第九號」に改める。

本則に次の一條を加える。

(経過措置)

第七十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第三条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「及び第四号から第七号」を「から第六号」に改める。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

6 予防計画は、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三条の四の規定により定める結核の予防のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の結核り患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、定期健康診断及び定期外健康診断の効率的な実施のための見直し等を行うものとするもので、その主

な内容は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及等を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、この場合において、結核患者の人權の保護に配慮しなければならないものとする。

2 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人權が損なわれることがないようにしなければならないものとする。

医師その他の医療関係者は、結核の予防のための施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、適切な医療を行うよう努めなければならないものとする。

等は、当該施設において結核が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

3 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を、都道府県は、基本指針に即して結核の予防のための施策の実施に関する計画をそれぞれ定めなければならないものとする。

4 定期の健康診断の対象者を政令で定めるとともに、定期外の健康診断について、都道府県知事は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、健康診断の受診を勧告することができるものとし、勧告に従わないときは、当該職員に健康診断を行わせることができるものとする。

5 予防接種の前に行われるツベルクリン反応

検査を廃止するものとする。

6 保健所長は、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等をして、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

また、医師は、結核患者を診療したときは、処方した薬剤を確実に服用することその他伝染防止に必要な事項を指示しなければならないものとする。

7 この法律は、平成十七年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

近年の結核り患率の動向、結核医療に関する知見の蓄積等結核を取り巻く環境の変化に対応し、結核予防のための総合的な対策の推進を図るために、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査を廃止するとともに、定期健康診断及び定期外健康診断の効率的な実施のための見直し等の所要の改正を行うものとするは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年六月十一日

厚生労働委員長 衛藤 晟一
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

結核予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ず

るべきである。

一 国内外における結核に関する情報の収集・分析等を行い、最新の知見に基づき、国民、医師その他の医療従事者をはじめとする関係者に対し積極的に情報提供を行いながら、適切な結核対策を展開するとともに、国際的な協力・支援の一層の推進を図ること。

なお、結核の集団感染が小集団化・多様化していることを踏まえ、関係者に対し、正しい知識の普及啓発及び健康診断の徹底に努めること。

二 結核患者の治療成功率の向上へ向けて、医師等に対する結核の標準治療法の一層の周知や研修の充実に取り組みとともに、医療機関、保健所等の連携・協力の下に、DOTSを推進し、結核患者の治療継続を積極的に支援すること。

三 結核患者の高齢化、合併症や多剤耐性結核など専門的かつ多様な医療が必要とされる患者の増加に対応するため、結核医療について、診断方法、治療技術等の医療の進歩も踏まえ、入院の期間やその適正な手続きの整備、結核病床の機能など入院治療のあり方や、予防内服の位置付け、実施基準の策定など発病前治療のあり方に、患者に適切な医療を提供するという観点からの検討を進めること。

四 乳児期における結核性髄膜炎や粟粒結核等の重症結核発病を防止するため、乳児期のBCG接種の重要性について、国民その他関係者の理解を深めるとともに、接種機会の拡大、未接種者に対する勧奨などに努め、確実に接種を受けられる体制の確保に努めること。

薬剤師法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

参議院議長 倉田 寛之

衆議院議長 河野 洋平殿

薬剤師法の一部を改正する法律

薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「(短期大学を除く。)」を削り、「課程」の下に「(同法第五十五条第二項に規定するものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法(以下「新薬剤師法」という。)第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の薬剤師法(以下「旧薬剤師法」という。)第十五条各号のいずれかに該当する者

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定する要件に該当することとなつた者(施行日以後に学校教育法に基づ

く大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第一条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。)第五十五条第二項に規定するものを除く。)を修めて卒業した者を除く。)

2 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者に関する新薬剤師法第十五条第二号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)による改正前の薬剤師法第十五条第一号に掲げる者」とする。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程(新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。)を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、医療の高度化、複雑化、医薬分業の進展等、薬剤師を取り巻く環境の変化に対応して、医療の担い手としての薬剤師の資質向上を

図るため、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育について、学校教育法の一部改正により、その修業年限が現在の四年から六年に延長されることに伴い、薬剤師国家試験の受験資格についても所要の見直しを行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 薬剤師国家試験の受験資格を修業年限六年の薬学の課程を修めて卒業した者に与えることとする。経過的取扱として、修業年限四年の薬学の課程に続きその修士課程を修了した者等が一定の要件を満たす場合には薬剤師国家試験の受験資格を付与することとする。

2 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

医療の高度化、複雑化、医薬分業の進展等、薬剤師を取り巻く環境の変化に対応して、医療の担い手としての薬剤師の資質向上を図るため、薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育について、学校教育法の一部改正により、その修業年限が現在の四年から六年に延長されることに伴い、薬剤師国家試験の受験資格についても所要の見直しを行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十六年六月十一日
厚生労働委員長 衛藤 晟一
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

薬剤師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、安全・安心な医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 六年制の薬学教育における長期実務実習の充実を図るため、病院、薬局等の実習受入施設における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる十分な資質を備えた指導薬剤師を早急に養成すること。

二 薬剤師国家試験受験資格の経過措置(旧四年制卒業生及び新四年制卒業後修士課程を修了した者)については、受験者が混乱しないよう、関係方面に対する周知徹底に努めること。

三 新制度移行前の四年制の薬学教育を履修して薬剤師となつた者(既存の薬剤師)についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、生涯にわたる卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。

四 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るための取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。

五 地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。

六 医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じた服薬指導の充実及び注射薬など病棟における薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信技術の活用等の事故防止策の普及を進めると。

小泉内閣不信任決議案
右の議案を提出する。

平成十六年六月十五日

提出者

岡田 克也 藤井 裕久
川端 達夫 志位 和夫
穀田 恵二 横光 克彦
阿部 知子
賛成者
安住 淳 外百八十五名

小泉内閣不信任決議

本院は、小泉内閣を信任せず。
右決議する。

理由

小泉内閣が発足してから三年余、その内政、外交上の失政はいよいよ重大である。

小泉内閣は過日、「国民年金法等の一部を改正する法律案」他二案、いわゆる「年金関連法案」を与党の数の力で強引に成立させた。これは、年金保険料を十四年連続で引き上げ、年金給付を大幅

に引き下げようというものである。給付と負担のバランスをはかると言いながら、法案の前身は徹底して国民に負担増を強いるものであり、改革の名に値しない。だからこそ国民の多くが本法案に反対の声をあげていたのである。にもかかわらず、小泉内閣と与党「自民・公明」は、この国民の声を足蹴にしたのである。

しかも、小泉内閣閣僚、副大臣などの国民年金未納・未加入が相次いで明らかになるなど、法案提出者である小泉内閣の無責任ぶりに国民の批判が一段と厳しくなる中での暴挙である。自民党は、所属国会議員の年金加入・納付状況を党としてはついに明らかにしなかった。その総裁である小泉総理に国民の立場に立つたまともな年金改革など語れようはずがない。年金関連法の破綻を裏付けるがごとく、先日、合計特殊出生率一・二九という衝撃が走った。法案の前提を崩す数字である。加えて法案の成立を見てから明らかにするというやり方は、「保険料の上限固定」「現役世代の五割給付確保」という法案の看板が実はごまかしだったこととあわせ、国民への説明責任をないがしろにする小泉内閣の姑息な姿を重ねて示すものである。まさに「小泉政治に信なし」である。

小泉内閣のこうした姿勢は、最近の閣僚の相次ぐ「失言」にもつながっている。明らかに国民を愚弄し、国権の最高機関たる国会を甚だしく軽視するもので、遺憾極まりない。小泉内閣は即刻退陣すべきである。

さて、今年二月、自衛隊のイラクへの派遣が与党の賛成多数で承認されたが、現地イラクの情勢は、イラク全土のどこにイラク特措法に基づく非戦闘地域があるのかと問われれば誰も答えられない

状況にある。自衛隊の宿营地であるサマウワも例外ではない。新たな国連決議によりイラクの治安維持のため、新たな多国籍軍を編成する動きもあるが、イラク特措法に基づく自衛隊の派遣は一旦中止し、速やかに撤退すべきである。また、国会できちんとした議論も行わず、イラク特措法に基づき、「復興支援」を名目にイラク現地に派遣されている自衛隊をそのまま多国籍軍に参加させることは憲法上の疑義もあり容認できない。小泉内閣の責任は極めて重大である。

最早、小泉内閣に残された役割はただ一つ。速やかに退陣することである。

以上が本決議案を提出する理由である。

衆議院会議録第三十三号中正誤

ページ 段 行 誤

元 一 末 九 提出

同 第三十五号中正誤

ページ 段 行 誤

三 一 〇 安全

正 安定

平成十六年六月十五日 衆議院会議録第四十一号

四〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
（本体） 本号一部
二二〇円
二二〇円
（四）